

第2次
阿蘇市総合計画
(基本構想・前期基本計画)

熊本県 阿蘇市

つながり 創りだす 新しい阿蘇
～ ONLY ONE の世界へ～

総合計画の策定にあたって



平成17年2月に誕生した阿蘇市では、新たなまちづくりの指針となる「第1次阿蘇市総合計画」を策定し、市民の皆様のご知恵と工夫、参加をいただきながら、教育・医療・福祉・防災・経済など、市民生活の向上・充実に努めてまいりました。

策定から10年が経過した今日でも、少子・高齢化や、若年層を中心とした都市部への人口流出による地域の担い手不足は大きな課題です。加えて、度重なる自然災害からの

復旧復興など、多くの課題が山積し、かつ多様化・複雑化しています。

このような中、基礎自治体の果たすべき最も重要な役割は、こうした困難な時代を乗り越え、将来にわたって持続可能な地域社会を、市民の皆様とともに築いていくことであると考えます。

「第2次阿蘇市総合計画」の将来都市像「人がつながり 創り出す 新しい阿蘇 ～ONLY ONEの世界へ～」は、人とひと、人と自然、人と文化のつながりによる「力」を、あらゆる分野の活力あるまちづくりに向けたチャレンジへの「力」とすることで、市民一人ひとりが誇りをもって住んでよかったと実感できる阿蘇市の創造をあらわしています。

ふるさとを次世代につなげ、阿蘇市が将来にわたって魅力あるまちであり続けるために、市民の皆様とともに本計画を着実に推進してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたって貴重なご意見や提言をいただきました市民の皆様をはじめ、慎重なるご審議を賜りました総合計画策定審議会委員などの関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成29年9月

佐藤義興

目次

第1章 序論

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の基本的な考え方	2
3 計画の構成と期間	4
4 阿蘇市の現状	6

第2章 基本構想

1 基本構想の目的	12
2 基本構想の期間	12
3 将来都市像	12
4 基本理念	13
5 基本目標	14
6 基本構想の体系図	17
7 施策の大綱	18
8 計画の推進に向けて	19

第3章 基本計画

第1節 基本計画の柱	22
------------	----

第2節 重点政策「復旧・復興プロジェクト」

政策1「発展」 復旧・復興計画	23
実施施策1	35
実施施策2	36
実施施策3	39

第3節 基幹政策「チャレンジプロジェクト」

政策2「躍進」 経済部	41
実施施策4	45
実施施策5	46
実施施策6	47
実施施策7	48
政策3「元気」 教育部	49
実施施策8	52

政策4「健康」	市民部・阿蘇医療センター	55
実施施策9		60
実施施策10		61
実施施策11		62
実施施策12		63
実施施策13		64
政策5「安全」	土木部・水道局	65
実施施策14		70
実施施策15		71
実施施策16		72
政策6「安心」	総務部	73
実施施策17		77
実施施策18		78
実施施策19		79
実施施策20		80

資料編

1	計画策定の経緯	82
2	策定体制	83
3	策定審議会委員	84
4	諮問書	85
5	答申書	86

市のイメージキャラクター



五岳くん

火の子ちゃん

あか牛くん

市章



阿蘇市の市章は全国 1,783 点の応募の中から選出され、阿蘇市のローマ字の「A」「S」をモチーフに、阿蘇市の基本理念である「緑いきづく火の神の里」のイメージを表し、阿蘇市の魅力と活気あふれる繁栄発展を表現しています。

(平成 16 年 11 月 22 日制定)

市のシンボル

市花『リンドウ』



市木『ミヤマキリシマ』



市鳥『キジ』



(平成 17 年 12 月 9 日制定)

市民憲章

わたしたちは、恵まれた悠久の大自然と歴史と文化に包まれた、誇りある阿蘇市民です。その自覚と責任を持ち、人間性豊かで、知性と気品に充ち、活力あるまちづくりを目指して、ここに市民憲章を定めます。

- 第 1 章 自然と郷土を愛し、美しいまちをつくります。
- 第 2 章 互いに協力し、元気ではたらき活力に満ちたまちをつくります。
- 第 3 章 きまりを守り、誠をつくし、豊かで思いやりのあるまちをつくります。
- 第 4 章 文化を継承し、教養を高め、情操を育てて格調高いまちをつくります。
- 第 5 章 伝統を重んじ、創意工夫をし、希望にあふれるまちをつくります。

(平成 18 年 9 月 15 日制定)

第2次阿蘇市総合計画

第1章 序論

「人がつながり 創りだす 新しい阿蘇」

～ONLY ONEの世界へ～

チャレンジが始まります

1 計画策定の趣旨

平成17年2月に2町1村の合併により誕生した阿蘇市は、平成18年度を初年度とした『第1次阿蘇市総合計画』を策定し、阿蘇市の将来像の実現に向け、多様な地域資源を活用した取り組みの推進や、あらゆる分野における活力あるひとづくり等により、市民一人ひとりが誇りをもって、住んでよかったと実感できるまちづくりを進めてきました。

しかし一方では、人口減少や少子高齢化問題をはじめとする社会情勢の変化や、度重なる大規模な自然災害の発生等による地域経済への悪影響等により、本市を取り巻く環境が見通せない状況になってきています。

このような社会・経済情勢の変化と、第1次阿蘇市総合計画の達成状況を踏まえ、国・県の計画や地方創生の動きを視野に入れつつ、新たな市民ニーズに対応するため、平成29年度からスタートする『第2次阿蘇市総合計画』を策定しました。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の役割

総合計画は、今後のまちづくりの基本指針として、どのようなまちを創造していくのか、その方向性を示す「まちづくりの基本計画」であり、様々な分野で策定される各種計画書等の最上位計画となるものです。

(2) 計画策定の基本的な方向

第1次総合計画では、阿蘇市建設計画を基に、「緑いきづく火の神の里～豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して～」を将来像として掲げ、数々の施策を展開してきました。

第2次総合計画においては、阿蘇市建設計画を基本としながら、度重なる自然災害を乗り越え、新しい阿蘇市となるべく

人がつながり 創りだす 新しい阿蘇

～ ONLY ONEの世界へ～

を新たな将来都市像として掲げ、地域の特性に更なる磨きをかけることで、本市の魅力（阿蘇市らしさ）を最大限に発揮できる計画として、まちづくりに取り組んでいきます。

（３）社会・経済情勢の変化への対応

国による様々な施策によって各種経済指標は好転しつつあるものの、地方への波及が遅れている状況にあります。そのため、今後の社会・経済情勢の変化を十分注視しながら、計画の推進を図ります。

（４）目標指標の設定及び評価

目指す方向性や目標を数値として掲げ、まちづくりの成果と取り組みの検証及び達成状況を客観的に評価するとともに、評価結果を踏まえた着実な計画の推進を図ります。

（５）阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合

阿蘇市版総合戦略を平成27年10月に策定し、「2060年の人口20,000人を維持」「転入転出の増減割合を±0に抑制」「現状の合計特殊出生率1.7を維持」を目標に掲げ、それらを達成するための4つの基本目標を設定しました。

総合戦略では、人口減少と地域経済の縮小の克服を主に取り組むべき施策として示していることから、第2次総合計画に包含されるものであります。そのため、総合戦略に位置づけられる施策については、第2次総合計画においても重点的に取り組むべき施策とします。

阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間 平成27年度～平成31年度（5カ年間）
--

また、個別計画についても、総合計画の検討に併せて必要に応じた見直しを行うなど、総合計画を踏まえた内容となるよう努めます。

3 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合計画は、①基本構想、②基本計画、③実施計画で構成します。

①基本構想

まちづくりの総合的かつ長期的な指針として、基本理念と目指す将来都市像を掲げ、実現するための基本的な目標を定めたもので、平成29年度を初年度として平成36年度を目標年度とする8ヵ年計画とします。

②基本計画

基本構想で定めた将来都市像を実現するため、推進していく取り組みを体系的に示したもので、計画期間は前期4年間（平成29年度～平成32年度）、後期4年間（平成33年度～平成36年度）とします。

③実施計画

基本計画に掲げられる政策を実施していくための具体的な事業及び財政計画を示すもので、計画期間は3年間でローリング方式により毎年度見直します。



(2) 計画の期間

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
基本構想		基本構想（8年）								
基本計画		前期基本計画（4年）				後期基本計画（4年）				
実施計画		実施計画（3年）								
		評価 見直し	実施計画（3年）							
		実績	評価 見直し	実施計画（3年）						
		実績	実績	評価 見直し	実施計画（3年）					
		実績	実績	実績	評価 見直し	実施計画（3年）				
		実績	実績	実績	実績	評価 見直し	実施計画（3年）			
建設計画	建設計画 ※5年延長									
総合戦略	総合戦略									
市長マニフェスト										

※毎年度見直し
(ローリング方式)

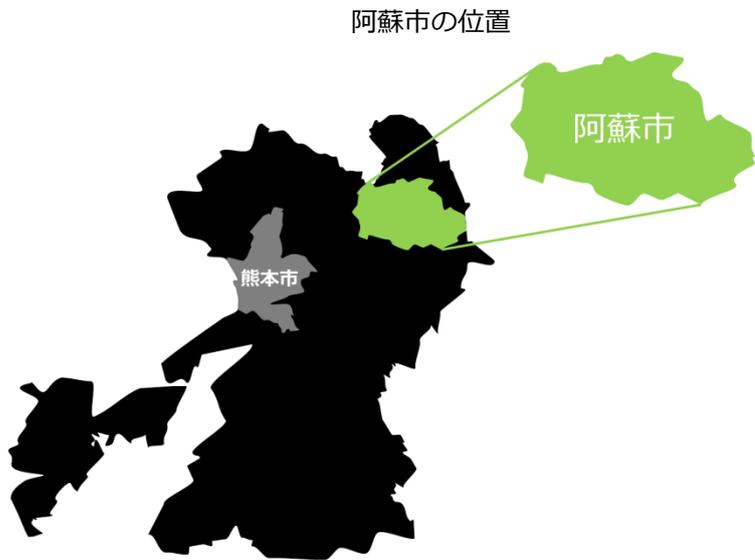
4 阿蘇市の現状

(1) 地理的特性

①位置・地形

阿蘇市は、熊本県の北東部、阿蘇地域の中央部に位置しており、熊本県と大分県の県境を有し、大分県の2市を含めて8つの市町村と隣接しています。

市域は、東西約30 km、南北17 kmで、面積は376.30 km²となります。



地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷と、それを取り巻く阿蘇外輪地域で形成されています。市の大部分が阿蘇くじゅう国立公園内にあり、野焼きに代表される人と自然の共生によって守られてきた広大な草原や、オオルリシジミをはじめとする阿蘇特有の希少動植物など、豊富な自然と様々な地域資源に恵まれています。これらの地域資源は、世界的に高く評価され、世界ジオパーク及び世界農業遺産に認定されています。

土地の利用状況（平成27年10月1日現在） 上段 面積（ha）、下段 割合

田	畑	国有林	民有林	原野等	水面	河川	水路
4,690	4,700	1,440	19,703	2,921	0	621	349
12%	13%	4%	52%	8%	0%	2%	1%
一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他住宅地	その他	合計
826	399	63	730	32	424	734	37,630
2%	1%	0%	2%	0%	1%	2%	100%

資料：土地利用現況把握調査

②気候

本市は、海拔高度が400mを越す山地型の気候で、年平均気温は約13℃と四季を通じて比較的冷涼であり、夏季は避暑地として多くの観光客が訪れています。降水量は約3,000 mmと多雨な地域で、その豊富な雨水が阿蘇の大地を潤し、地下水源や河川となって多くの住民に利用されています。

③交通

本市の交通網は、東西に横断するJR豊肥本線と、それに並行して走る国道57号、南北を縦断して大分県日田市を結ぶ国道212号、大分県別府市を結ぶ主要地方道別府一の宮線（通称やまなみハイウェイ）、南阿蘇地域を結ぶ国道265号となっています。主要都市までの交通アクセスは、熊本市中心部まで約50km、福岡市中心部まで約145km、大分市中心部まで約75km、阿蘇くまもと空港は約35kmとなります。

国道57号は、4車線化の推進により熊本・阿蘇間の時間短縮が図られてきましたが、平成28年熊本地震により一部区間が通行不能となったことから、北側復旧ルート及び現道の復旧事業が進められています。また、JR豊肥本線は、熊本地震により肥後大津～阿蘇駅間で不通となっています。

道路及び鉄道は、市民生活に直結する重要な交通インフラであるため、一日も早い復旧が望まれます。

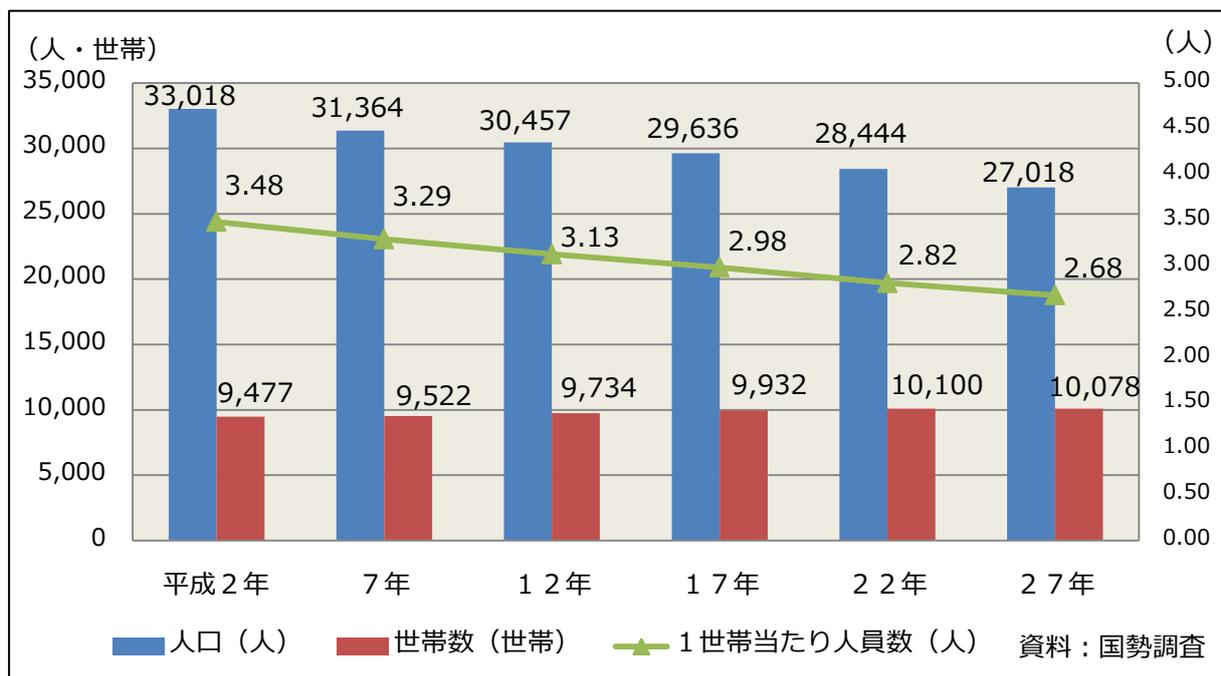
(2) 人口

①人口・世帯数

平成27年国勢調査による本市の人口は27,018人で、平成22年の28,444人から約1,500人減少しています。昭和30年にピークを迎えて以降減少が続いており、転出が転入を上回る「社会減」を抑制する取り組みが求められています。

世帯数は、人口の減少に反して増加しているため、1世帯当たりの人口は減少を続けており、世帯の小規模化が進んでいます。

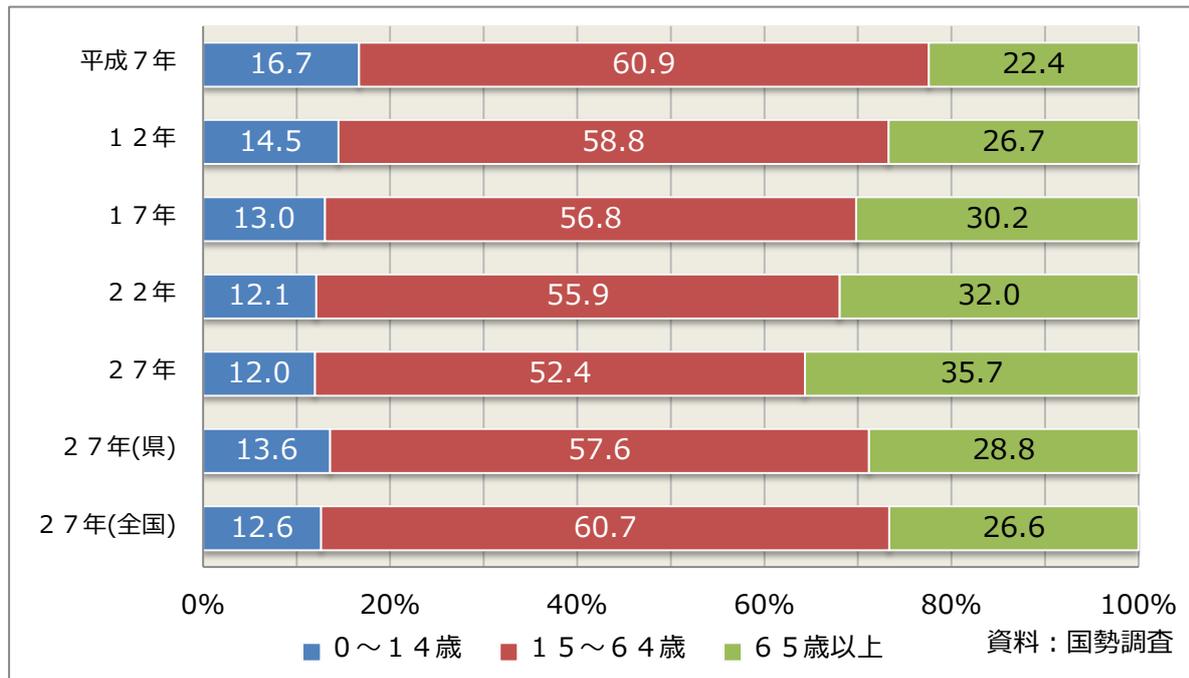
人口・世帯数・世帯規模の推移



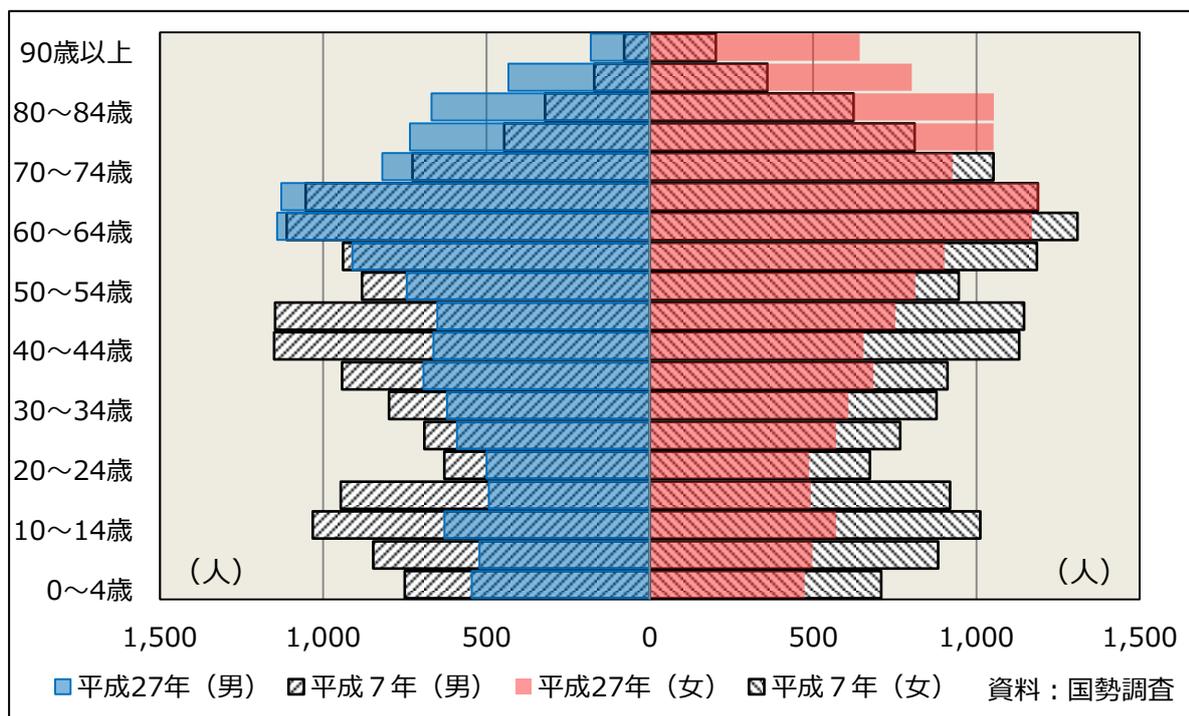
②年齢構成

平成27年国勢調査では、0～14歳の年少人口が3,239人（12.0%）、15～64歳の生産年齢人口が14,143人（52.4%）、65歳以上の老年人口が9,633人（35.7%）です。平成7年と平成27年を比較すると、高齢化率は13.3%の増加、生産年齢人口は8.5%の減少となっています。中でも高齢化率は、熊本県や全国の結果より高く推移しており、高齢化が進行している状況にあります。

年齢階層別人口構成比の推移



人口ピラミッド（平成27年と平成7年の比較）



(3) 産業

自然環境に恵まれた阿蘇市では、それぞれの地域性や環境に応じた多様な産業が営まれています。

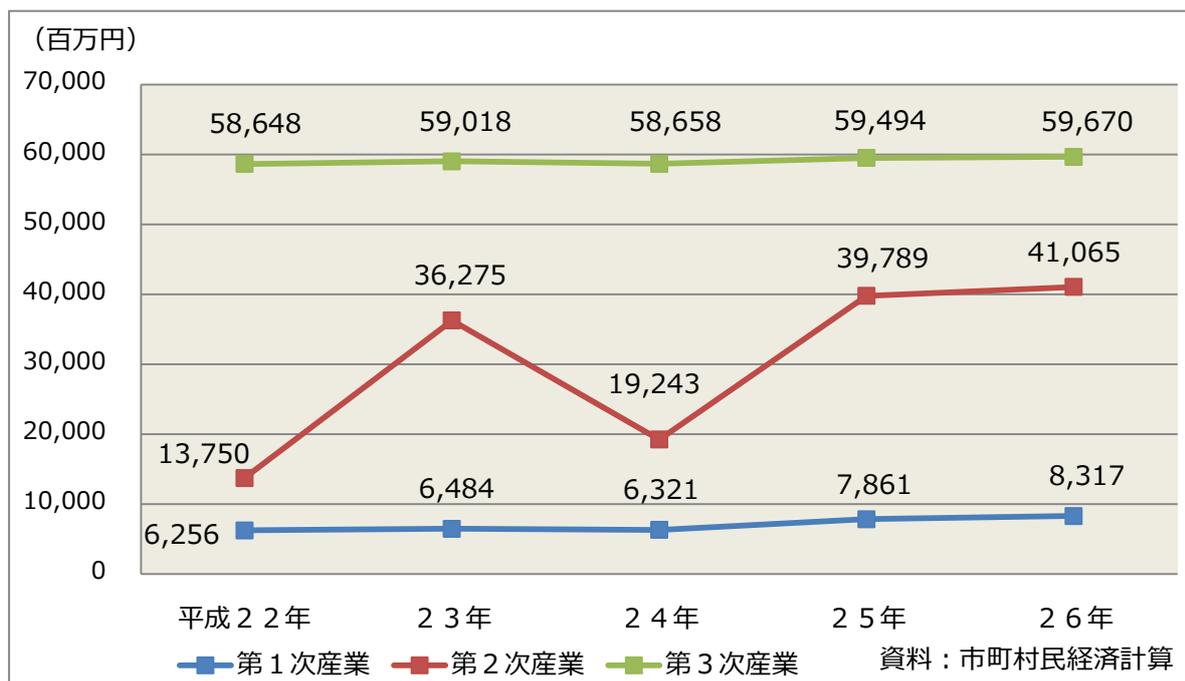
緩やかに広がる平坦地には水田が広がり、水稻のほかトマト・アスパラガス等の施設園芸野菜の生産が盛んです。阿蘇外輪地域ではその冷涼な気候のもと、キャベツなどの高冷地野菜やソバの生産を中心に農業が営まれています。畜産業も盛んで、生産基盤の拡充と阿蘇ブランドの確立、優良農地の集約化を図ることで、稼げる農業づくりを展開しています。

観光業においては、市内に点在する温泉や希少な自然環境などの自然資源のほか、野焼きに代表される人と自然の共生の姿や、各地域に残る神楽や火振り神事等の伝統芸能を地域資源として振興を図っています。平成25年には、阿蘇の自然を舞台に活躍する人々の営みに焦点を当てた市民ブランド「然」をスタートさせました。

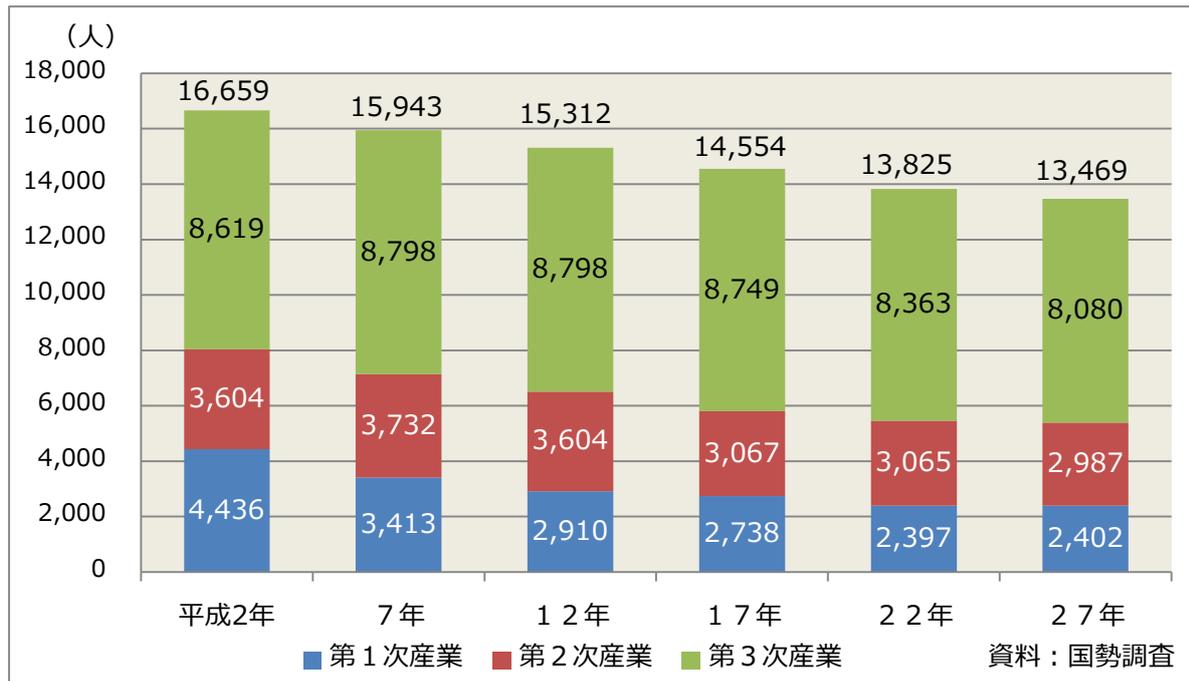
平成26年度産業別総生産額は109,052百万円で、第1次産業が8,317百万円(7.6%)、第2次産業が41,065百万円(37.7%)、第3次産業が59,670百万円(54.7%)となります。

平成27年国勢調査の就業者人口は13,516人で、産業別にみると第1次産業が2,402人(17.8%)、第2次産業が2,987人(22.2%)、第3次産業が8,080人(60.0%)となり、平成2年と平成27年を比較すると、約3,200人減少しています。本市は、熊本県や全国より第1次産業の従事者の割合が高い特徴がありますが、離農者の増加等が進んでいます。

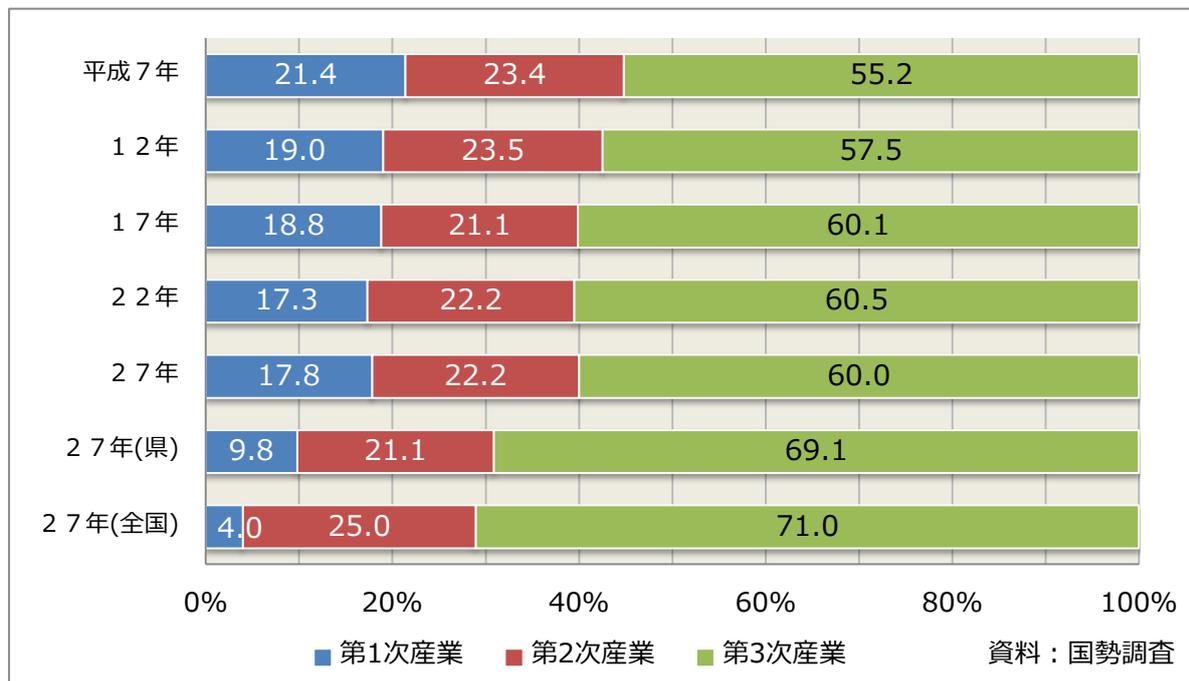
産業別総生産額の推移



産業別就業者数の推移



産業別就業者構成比の推移



第2次阿蘇市総合計画

第2章 基本構想

～8年計画～

まちづくりの基本理念と目指す将来都市像を掲げ、
実現するための基本的な目標を定めます。

1 基本構想の目的

基本構想は、本市のまちづくりの総合的かつ長期的な指針として、「基本理念」と「将来都市像」を掲げ、それを実現するための基本目標である「重点テーマ」と「5つのチャレンジ」により市政運営の方針を定めています。

2 基本構想の期間

基本構想の期間は、平成29年度から平成36年度までの8年間とします。

3 将来都市像

阿蘇市が目指す将来都市像を次のとおり定めます。



寄贈された将来都市像の「のぼり旗」

－ 将来都市像に込めた思い －

人は、お互いがつながりを持つことで、巨大なパワーが生まれます。そして、そのパワーを源に、あらゆる分野にチャレンジし続けることによって、“世界のONLY ONE”となるよう、魅力あふれる新しい阿蘇市を創造・発信するという思いが込められています。

阿蘇市は、多様化・複雑化するニーズに応えるため、市民・事業者・行政等の協働により、熱い情熱と大いなるチャレンジ精神をもった未来志向型の施策を展開し、誰もが住んで良かった・働いて良かった・訪れて良かったと実感できるまちづくりを進めていきます。

4 基本理念

人口減少社会の到来をはじめ、社会経済情勢が大きく変動している中で、市民と行政の協働による計画的な行政運営を進め、将来にわたって着実に実行・挑戦（チャレンジ）していく阿蘇市をめざし、

大きな明日へ実行するまちづくり

を基本理念とします。



阿蘇市の夜明け（田子山から撮影）

5 基本目標

本市が目指す将来都市像は、第1次総合計画において推進してきた「人づくり」からのステップアップとして、「人と人とのつながり」による新たな発展を目指しています。

この将来都市像の実現のため、一人ひとりが輝く未来へ向かって、豊かで明るい阿蘇市となるよう、基本目標に「重点テーマ」と「5つのチャレンジ」を掲げ、体系的な政策の推進を図ります。

(1) 重点テーマ

「災害からの早期復旧・復興」

〈復旧・復興〉

本市が目指す将来都市像の実現に向けては、誰もが安心して暮らせる生活環境と安定した地域経済が必要です。このため、本市で発生した災害（水害・地震・噴火など）からの復旧・復興の取り組みを、第2次阿蘇市総合計画における最優先事項と位置付けます。

基本計画には、「備える」「創る」「つなぐ」を柱とした「復旧・復興計画」を基本目標の一つとして設定し、目標年次に向けて取り組んでいきます。



復興祈念の桜を植樹

(2) 5つのチャレンジ

チャレンジ1 「強い経済基盤の確立へのチャレンジ」

＜産業・経済＞

本市の多彩な地域資源（自然・歴史・文化）を活用したまちづくりに加え、地域を支える多様な産業群の活性化による雇用機会の確保と、定住化の促進による人口流出の抑制が求められています。

このため、本市の強みを活用した観光や農林業の特色化を推進し、担い手の育成等のひとつづくりや産業活性化につながる各種環境整備を進めるとともに、U・I・Jターン者などの受け皿づくりを含む定住化の取り組みにより、魅力と賑わいにあふれるまちづくりを目指します。

チャレンジ2 「豊かな教育環境・教育力へのチャレンジ」

＜教育＞

国際化や情報化、少子高齢化など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちが豊かな人間性を持ち、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備・充実が課題となっています。

このため、子どもたちが未来を拓くたくましい力を持ち、多様な可能性を伸ばすことができるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を適切に担い、健やかな心と体を育む教育を推進していきます。

チャレンジ3 「健康で安心なまちづくりへのチャレンジ」

＜人権・健康＞

核家族化の進行などにより地域コミュニティが希薄化し、一人暮らしの高齢者や障がい者など、支援・見守りが必要な人を地域で支えていく機能が低下しています。また、子育ての不安や悩みを抱える市民も多くなっていることから、市民一人ひとりが持つ福祉課題への対応に努め、子どもから高齢者までのすべての市民が健康的に安心して暮らしていける社会を形成していくことが求められています。

このため、誰もがいたわり、助け合う心を共有し、支援を必要とする人たちを地域全体で支えていく体制を確立していくとともに、保健・医療・福祉面における公的サービスの充実を図り、不安や悩みがなく安心して子育てができる環境や、高齢者・障がい者が生きがいを持って暮らせる社会を構築していきます。

さらに、市民一人ひとりが健康意識の高揚を図りつつ疾病を予防し、健康の維持増進に取り組める環境づくりを進め、誰もがやさしさを持っていきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

チャレンジ4 「快適で良質な基盤づくりへのチャレンジ」

＜建設・環境＞

地域間の連携と交流の基盤となる道路ネットワークや生活を支える上下水道など、ライフラインの安定確保に努めながら、快適性と利便性を高める基盤づくりを進めます。

また、自然と共生した良質な住環境を維持していくため、市民と行政の連携を強化しながら、ASO環境共生基金を活用した保全事業や、環境保全意識の啓発などに努めます。

チャレンジ5 「将来に向けた市政改革へのチャレンジ」

＜地域・自治＞

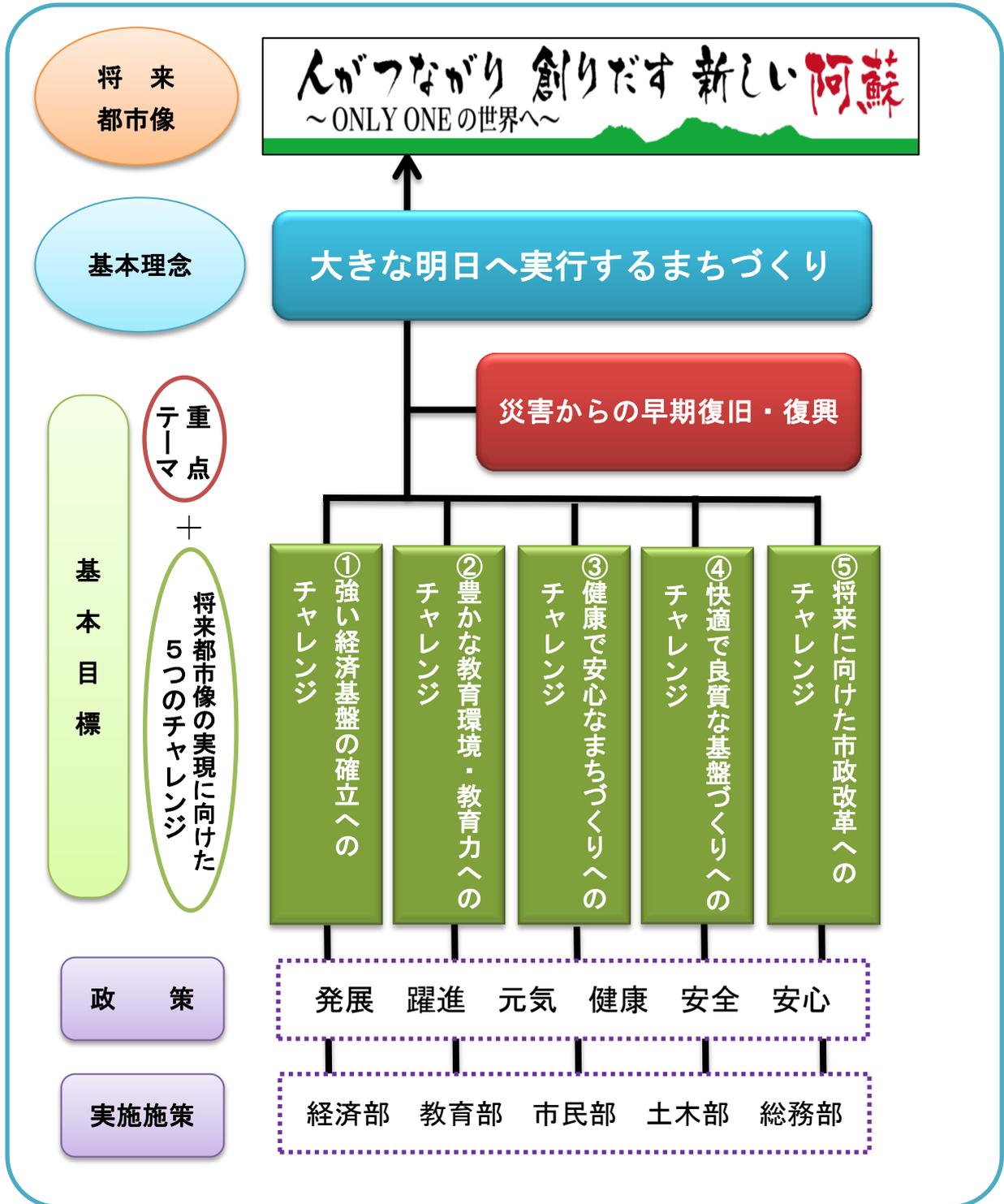
住民自治活動の振興を図るとともに、市民が主体のまちづくりに向け、市民・事業者・行政が連携・協力してまちづくりに取り組んできました。今後も、市民活動が活発化し、協働により地域課題の解決に向けて取り組むことにより、誰もが住みやすい地域社会を目指します。

また、厳しい財政状況が続く中、将来を見据えた効率的かつ効果的な行財政運営を推進していくため、事務事業の見直しや公共施設の適正管理などの行財政改革を進め、市民ニーズを的確に捉えながら、市民と行政がともに歩み、健全で自立したまちづくりを推進します。

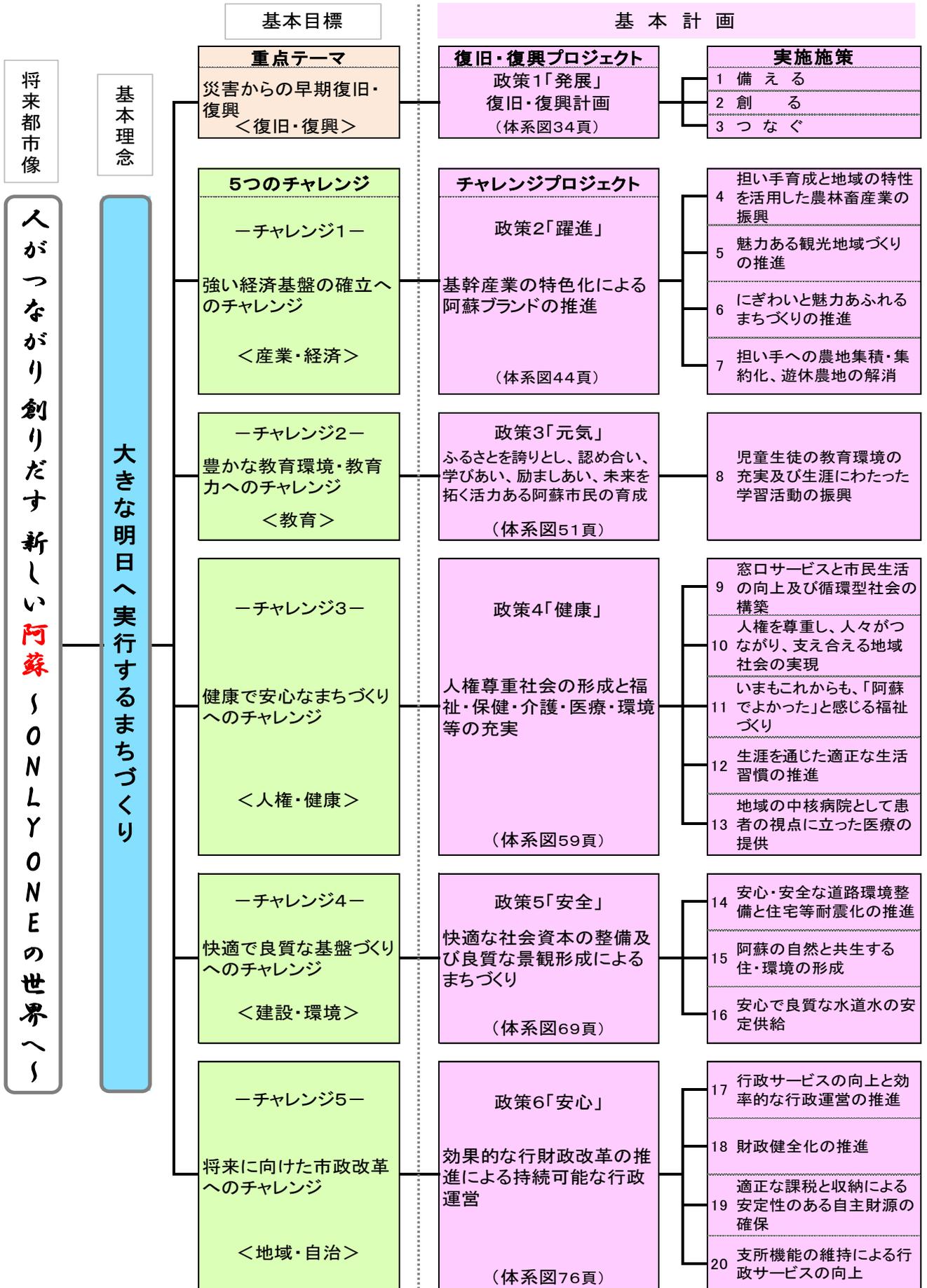


スポーツを通じた国際交流

6 基本構想の体系図



7 施策の大綱



8 計画の推進に向けて

(1) 進行管理の仕組み

◆「PDCA」サイクルによる進行管理

本計画では、実施施策毎に「成果指標」を設定し、目標に対する達成状況の検証と改善を行ないながら計画の着実な推進を図ることとします。

そのため、「PDCAサイクル」を計画の進行管理の手法として活用し、効果的・効率的な行政運営に努めながら、計画の実効性を高めていきます。

また、施策や事業における実施手法の検討などを行ながら、基本計画と予算の連動を図ることで、戦略的な取り組みを推進します。

PDCAサイクルとは？

業務管理手法の一つ。計画（Plan）を立て、計画に基づき実行（Do）し、実行した業務を評価（Check）し、改善（Action）が必要な部分を検討し、次の計画に役立てるというものです。

(2) 計画推進の体制

①協働・連携による計画推進体制

市民・関係団体・事業者などの積極的な参加・参画を促進するとともに、行政との適切な役割分担を行いながら協働によるまちづくりを進めます。

②庁内における計画推進体制

施策を担当する部署を明確にし、各部署間・職員間における情報共有や適切な連携による取り組みを推進します。また、より効果的・効率的に施策を推進していくため、必要に応じた組織の再編成についても検討していきます。

③広域連携の推進

市民生活の多様化に伴い、市域を超えた行政サービスに対応していく必要があります。観光・産業などの活性化をはじめ、医療・福祉・交通などの分野において、国や熊本県、近隣市町村との連携・協力を図りながら、市民サービスの維持・向上に努めます。

※総合計画進行管理のイメージ図



第2次阿蘇市総合計画

第3章 基本計画

～前期 4年計画～

基本構想で定めた将来都市像を実現するため、推進していく取り組みを体系的に示します。

第1節 基本計画の柱

基本計画は、阿蘇市の将来都市像を実現するため、推進していく取り組みを体系的に示したものです。基本構想の基本目標を踏まえ、重点政策と基幹政策による「6の政策」を掲げ、主要な施策と数値目標から構成する「20の実施施策」を展開し、戦略的・計画的に取り組みます。

計画期間は、前期4年間と後期4年間とし、中間年度で見直します。

重点政策「復旧・復興プロジェクト」

震災からの復旧・復興を進めるため、第2次総合計画（前期基本計画）において重点的に取り組む政策です。被災された方々の生活再建をはじめとして、インフラ等の生活基盤や産業の復旧に向けた取り組みを計画的に進めていきます。

基幹政策「チャレンジプロジェクト」

市民生活や経済・教育分野など、行政が中心となって恒常的・継続的に取り組む政策です。行政サービスの更なる向上を目指し、分野ごとに目標を定めて、将来都市像の実現に向けた取り組みを計画的に進めていきます。基幹政策は、各部ごとの政策を「5つのチャレンジ」に分類し、各課の実施施策によって構成します。



阿蘇中央高等学校書道部の作品

第2節 重点政策「復旧・復興プロジェクト」

政策 1

「発展」

復旧・復興計画



早期復興を願うバルーンリリース

1 計画の位置付け

本計画は、誰もが安心して暮らせる生活環境と、安定した地域経済の回復に必要な災害からの復旧・復興に関する計画として位置付け、第2次阿蘇市総合計画（前期計画）において、将来都市像の達成に向けて最優先に取り組みます。

2 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成32年度（4年間）までとします。

3 策定の趣旨

震災による復旧を中心としながら、これまでの経験から想定されるあらゆる災害に対応していくための体制づくりを再構築し、人と人、そして地域のつながりを広げ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

4 熊本地震の被災状況

◆被害をもたらした主な地震

4月14日（木）	21：26頃発生	阿蘇市震度5弱	M6.5	最大震度7
4月16日（土）	01：25頃発生	阿蘇市震度6弱	M7.3	最大震度7
4月16日（土）	03：03頃発生	阿蘇市震度5強	M5.9	最大震度5強
4月16日（土）	03：55頃発生	阿蘇市震度5強	M5.8	最大震度6強
4月18日（月）	20：41頃発生	阿蘇市震度5強	M5.8	最大震度5強

◆避難の状況

避難所数（最大）	46箇所以上 （うち指定避難所10箇所、自主避難所36箇所以上）
避難者数（最大）	7,605人

◆ライフラインの状況

電気設備（九州電力）

市内停電率（最大）	83%（平成28年4月18日 0時00分時点）
市内通電（概ね復旧）	4月20日（19時10分） 発電機車により通電 4月30日（19時00分） 阿蘇山上で通電

(1) 住家及び人的被害（平成 29 年 11 月 22 日現在）

①住家被害（罹災証明の発行件数）

全 壊	118 件
大規模半壊	95 件
半 壊	764 件
一部損壊	1,578 件
合 計	2,555 件

②人的被害

災害関連死	20 件
負 傷 者	106 件（うち重傷者 8 件、軽傷者 98 件）

(2) 公共土木関係（平成 29 年 11 月 22 日現在）

道路・橋りょう・河川の被害

区 分	箇所数	被 害 額
道路災害	158 箇所	1,148,874 千円（仙酔峡線、木落線他）
橋梁災害	20 箇所	731,236 千円（新橋・新花原橋他）
河川災害	58 箇所	611,399 千円（草原川、榊川他）
合 計	236 箇所	2,491,509 千円

(3) 上下水道関係（平成 29 年 11 月 22 日現在）

①上水道施設の被害

区 分	被 害 額
上 水 道	327,974 千円
簡易水道	98,959 千円
合 計	426,933 千円

②下水道施設の被害

主な施設	被 害 額
浄化センター（処理場）	48,372 千円
管渠・マンホール等	317,655 千円
合 計	366,027 千円

(4) 公営住宅関係（平成29年11月22日現在）

①公営住宅の被害

区 分	被 害 額
閉鎖（解体費用）	10,993 千円
災害復旧事業（舗装・側溝等）	8,064 千円
合 計	19,057 千円

②仮設住宅の状況

区 分	戸 数	摘 要
三久保団地（阿蘇北中跡地）	26 戸	平成28年7月14日入居開始
内牧団地（阿蘇体育館東）	19 戸	平成28年7月26日入居開始
黒川団地（中央病院跡地）	26 戸	平成28年8月25日入居開始
北塚団地（あびか北側）	30 戸	平成28年8月29日入居開始
東池尻再建支援住宅（宮地）	15 戸	平成28年6月10日入居開始
合 計	116 戸	

③みなし仮設住宅の申込件数・・・162件（うち阿蘇市外33件）

(5) 農林畜産関係（平成29年11月22日現在）

①農林畜産関係等の被害状況

区 分	件数・規模	被 害 額	
農地・農業用施設関係	3,092 件	13,460,200 千円	
治山・林道・林業施設等	治山	92 件	12,349,800 千円
	林道	3 件	87,453 千円
	林業施設等	4 件	59,801 千円
農産物等関係	農産物	24.91 ha	42,444 千円
	共同施設	8 件	411,094 千円
畜産関係	101 件(牧野63ha)	158,296 千円	
合 計	—	26,569,088 千円	

②熊本地震被災者向け経営体育成支援事業

区 分	規模	被害額
再建・取得・修繕	1,089 件	4,045,440 千円
撤去	108 件	124,314 千円
合 計	1,197 件	4,169,754 千円

(6) 商工観光・地域振興関係 (平成 29 年 11 月 22 日現在)

①商工・観光施設等の被害状況

区 分	被害状況
宿泊客の減数	286,000 人減 (平成 27 年比) 影響額 3,526,000 千円
宿泊施設の利用状況	前年の 63%
商工関係被害額	1,307,200 千円 (84 件)
観光施設の入込み	64% (平成 27 年比)

②立入規制の状況

区 分	被害箇所
立入規制	仙酔峡、天空の道 (通称) 周辺、兜岩展望所

③中小企業等グループ補助金計画認定数の状況

13 グループ 132 事業所

(7) 環境衛生関係（平成29年11月22日現在）

①災害廃棄物

災害廃棄物処理量	66,380 t（公費解体分を含む）
災害廃棄物処理費用	2,682,286 千円（公費解体分を含む）
災害廃棄物仮置場	公費解体・自主解体・自費解体等の廃棄物の受入を行ってきたが、平成29年8月31日をもってすべての仮置場を閉鎖
阿蘇体育館横	平成28年4月20日～平成28年4月26日 （平成28年5月6日搬出完了）
波野グラウンド駐車場	平成28年4月19日～平成28年5月3日 （平成28年5月7日搬出完了）
農村公園あびか駐車場	平成28年5月8日～平成28年6月30日 （平成28年7月8日搬出完了）
未来館横	平成28年4月19日～平成28年6月30日 （平成28年10月17日搬出完了）
畜産農業協同組合跡地	平成28年4月19日～平成29年8月31日 （平成29年9月16日搬出完了）

②公費解体

申請受付期間	平成28年5月30日から平成29年3月31日までの10箇月間
解体・撤去申請件数	626件
住宅・納屋等解体棟数	902棟（うち解体済み894棟、未了8棟）

(8) 教育施設関係（平成29年11月22日現在）

①学校施設関係

区 分	被 害 額
一の宮小学校	1,188 千円
阿蘇小学校	1,458 千円
阿蘇中学校	4,428 千円
内牧小学校	18,117 千円
阿蘇西小学校	915,091 千円
阿蘇学校給食センター	23,508 千円
合 計	6件 963,790 千円

②社会教育施設関係

区 分		被 害 額
中通公民館		572 千円
阿蘇図書館		140 千円
農業構造改善センター		140 千円
古城公民館		114 千円
史跡 豊後街道		820 千円
合 計	5 件	1,786 千円

③社会体育施設関係

区 分		被 害 額
アゼリア21		6,210 千円
農村公園あびか		234,535 千円
一の宮武道場		3,024 千円
古城体育館		1,210 千円
阿蘇体育館		3,699 千円
合 計	5 件	248,678 千円

④グラウンド関係

区 分		被 害 額
一の宮小学校、阿蘇西小学校		12,114 千円
合 計	2 件	12,114 千円

被害額合計	18 件	1,226,368 千円
-------	------	--------------

(9) 公共施設関係（平成29年11月22日現在）

阿蘇医療センター

区分	被害額・被害申請額	内容
病院施設	25,666 千円	免震エキスパンション、免震装置被覆ゴム、ヘリポート等
医療機器	2,630 千円	手術用顕微鏡
合計	28,296 千円	



阿蘇医療センターを拠点に医療支援活動を展開

(10)再建支援窓口等受付状況(平成 29 年 11 月 22 日現在)

被災者再建支援窓口等の受付状況

受付業務	件数
罹災証明書の発行件数	2,555 件
罹災証明書発行件数 (まちづくり課)	331 件
被害認定調査の実施件数	2,555 件
うち 1 次調査	うち 2,555 件
うち 2 次調査	うち 50 件
被災証明書の発行件数	1,981 件
災害見舞金の受付件数	949 件
生活再建支援金の受付件数	540 件
災害援護資金貸付申込件数	10 件
応急仮設住宅戸数	116 戸
みなし仮設住宅の申込件数	162 件
ユニットハウス等借上げ事業申込件数	5 件
応急修理の申込件数	496 件
宅地復旧補助金申請件数	50 件
地域水道復旧補助金申請件数	4 件
介護保険料減免申請件数	1,073 件
後期高齢者医療保険料減免申請件数	666 件
国民年金保険料の免除・納付猶予申請件数	40 件
固定資産税減免申請件数	1,148 件
住民税減免申請件数	610 件
国民健康保険税減免申請件数	221 世帯
保育料減免件数	152 件
上水道減免件数	9,801 件
下水道減免件数	2,249 件
財産区水道料免除件数 (古城財産区・中通財産区)	291 件

(11) 義捐金・支援金受入状況(平成29年11月22日現在)

①阿蘇市熊本地震義捐金(被災者生活を支援するため、義捐金を受付)

義捐金名	阿蘇市熊本地震義捐金		
受付期間	平成28年4月21日(木)～平成30年3月31日(予定)		
受入件数	1,548件		
受入金額	619,332千円		
うち県義捐金配分受入額	568,270千円(17次配分までの額)		
被災者に対する配分済額	572,510千円		
	全壊	116件	116,000千円
	大規模	93件	51,150千円
	半壊	748件	374,000千円
	死亡	20件	24,000千円
	重傷者	8件	960千円
	一部損壊世帯 義捐金	64件	6,400千円
	※配分額	全壊	1,000千円
	(1件当)	大規模	550千円
		半壊	500千円
		死亡	1,200千円
		重傷者	120千円
	一部損壊世帯が行った100万円以上の住家の修理に対する義援金：上限10万円		

②阿蘇市熊本地震支援金

94,653千円(294件)

5 課題等の抽出

熊本地震からの対応や被災状況を踏まえ、市政報告会などで多くの方から寄せられた意見を基に、復旧・復興に向けた主な課題を以下に抽出しました。

【主な課題】

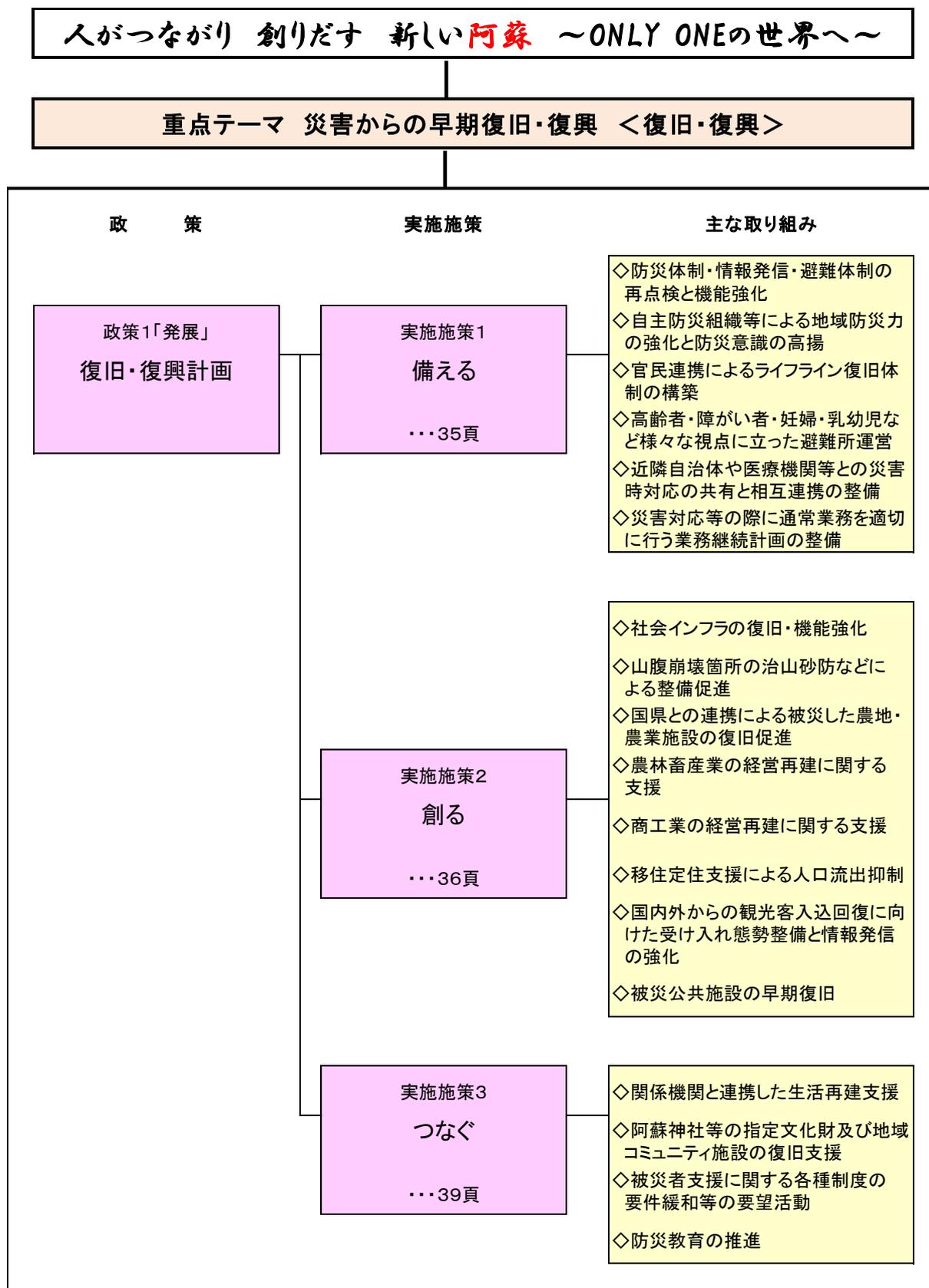
- 道路（特に国道 57 号）、橋梁など社会インフラの早期復旧
- 河川の復旧と堆積物の除去
- 産業再生（経済回復）への対策
- 農地・山林等の復旧への対応（農道・林道等を含む）
- 商工観光の再興
- JR 豊肥本線の早期復旧と代替バスの維持や増便などの利用改善
- 被災状況や復旧見込みなど正確な情報発信と避難（避難所）に関する対応改善
- 土砂災害警戒区域への対策
- 生活再建支援に係る制度の見直しなどへの柔軟な対応
- 仮設住宅（みなし仮設を含む）入居者等の見守り体制の整備
- 通勤通学者の他市町村への流出など地震後の人口減少への対策等
- 宅地被害への対応

6 復旧・復興の基本方針

熊本地震からの復旧・復興は、市民・地域・事業所・行政が総力をあげて取り組み、一日も早い復旧・復興を目指していくための指針として、3つの実施施策に取り組みます。

また、この復旧・復興計画と国・県の支援策等との連動を図り、総合計画の基幹政策との調整を行いながら、復旧・復興に関する事業を実施していきます。

7 政策1「発展」の体系図



8 施策の方向

(1) 実施施策 1 「備える」

災害への備えは、「命」を守る取り組みです。阿蘇市地域防災計画に基づく各種災害への対応について、各種ライフラインの早期復旧に係る民間との連携や、情報発信・避難体制の整備など、防災体制の強化に努めます。

また、豪雨・地震・火山災害等の経験を踏まえた検証を十分に行いながら、市民一人ひとりが的確に命を守る行動がとれるよう、防災教育の実施や自主防災組織等との連携強化により市民の防災意識を高めることで、地域防災力の向上を図ります。

【主な取り組み】

- ◇防災体制・情報発信・避難体制の再点検と機能強化
- ◇自主防災組織等による地域防災力の強化と防災意識の高揚
- ◇官民連携によるライフライン（電気・水道）復旧体制の構築
- ◇高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児など様々な視点に立った避難所運営
- ◇近隣自治体や医療機関等との災害時対応の共有と相互連携の整備
- ◇災害対応等の際に通常業務を適切に行う業務継続計画の整備

【復旧・復興に向けたロードマップ】

目 標	担当部署	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備 考
避難体制の再点検	災害復旧復興対策本部		避難体制の見直し	随時見直し			
防災体制の再構築			防災体制の見直し	随時見直し			
避難所運営マニュアルの見直し			運営マニュアルの見直し	随時見直し			
自主防災組織との連携			自主防災組織の活動の推進				
住宅等耐震化の促進	土木部 (建設課)	耐震化制度活用に関する支援					
		耐震改修等に関する情報発信					

（2）実施施策2「創る」

市民生活に欠かせない社会基盤の復旧は、安全・安心に暮らせる環境を取り戻すために大変重要な部分となります。

市が管理する道路や河川の計画的な復旧と併せ、国・県との連携による砂防事業等の防災・減災対策や農業生産回復に関する取り組みを進めます。特に、地域経済への影響が大きい国道57号やJR豊肥本線など、社会インフラの早期復旧を関係機関に強く要望しながら、一日も早い市民の生活安定を目指します。

また、農業・商工業・観光業の回復による産業の活性化を図るため、地域産業の再建支援や観光資源の再生に取り組めます。

【主な取り組み】

- ◇社会インフラの復旧・機能強化（道路・河川・橋梁）
- ◇山腹崩壊箇所の治山砂防などによる整備促進
- ◇国県との連携による被災した農地・農業施設の復旧促進
- ◇農林畜産業の経営再建に関する支援
- ◇商工業の経営再建に関する支援
- ◇移住定住支援による人口流出抑制
- ◇国内外からの観光客入込回復に向けた受け入れ態勢整備と情報発信の強化
- ◇被災公共施設の早期復旧（学校・観光施設など）



国道57号北側復旧ルート二重峠トンネル着工式

【復旧・復興に向けたロードマップ】

目 標	担当部署	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備 考	
道路・河川等の復旧	土木部 (建設課)	●市管理分 応急対応・調査	復旧工事	復旧目標				
		●国・県管理分	国道57号北側復旧ルート整備 (国)			復旧目標		
			国道57号(現道)復旧 (国)					継続実施
		調査	(仮)阿蘇山直轄砂防事業 (国) ※平成30年度から事業期間30年					継続実施
		県道河陰阿蘇線(大正橋)復旧 (県)	復旧目標					
上水道施設復旧	土木部 (水道課)	応急対応・調査	復旧工事	復旧完了				
下水道施設の復旧	土木部 (住環境課)	応急対応・調査	復旧工事	復旧完了				
農地及び農業用施設の復旧	経済部 (農政課)	被害調査	復旧事業	復旧目標	※必要に応じ延長			
		農家の自力復旧支援 (農地復旧)		復旧目標	※必要に応じ延長要望			
		JRL畜産振興事業などを活用した草地復旧等支援			復旧完了			
農業経営基盤の強化	経済部 (農政課)	事業要望調査	経営体育成支援	復旧目標	※必要に応じ延長要望			
		農業・林業の担い手確保の強化 (地方創生推進事業)						
		各種制度資金や補助制度活用に関する支援						
		グループ補助金の活用支援						※必要に応じ延長要望
商店街等の中小企業の経営再建支援と消費の回復	経済部 (まちづくり課)	創業支援事業計画に基づく支援						平成32年度以降も継続
		イベント支援等による商店街等の活性化に関する支援						
		グループ補助金の活用支援						

第3章 基本計画

第2節 重点政策「復旧・復興プロジェクト」

目 標	担当部署	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備 考
観光需要の喚起による観光産業の活性化	経済部 (観光課)	山上観光復興ビジョン策定	推進協議会設置	ビジョンに基づく山上観光の振興			平成32年度以降も継続
		阿蘇市ブランド「然」による人づくりとホスピタリティの醸成	ユネスコジオパークや国立公園満喫プロジェクトと連動したインバウンド誘致と受け入れ環境整備	サイクリング等、滞在型ツーリズムによる新たな観光需要の創出	震災前の観光客入込数への回復	継続実施	
阿蘇山上の観光施設の復旧	経済部 (まちづくり課)	応急対応	火口展望所及び公園道路の復旧工事	復旧完了			
		山上給水施設等復旧工事(県)	復旧完了	県道阿蘇吉田線、阿蘇公園下野線復旧工事(県)	復旧完了		
若者の就職促進	経済部 (まちづくり課)	UIターン支援センターによる情報発信(熊本市連携)	地元企業と連携したUIターン支援(熊本連携中枢都市圏構想による熊本市との連携事業)				
定住の促進		空家調査	移住定住協議会(ワンストップ窓口)	空き家バンク登録推進・情報発信の強化			
学校施設の復旧・再建	教育部 (教育課)	応急対応・復旧工事	阿蘇西小学校・本校舎建築工事	復旧完了	施設点検・補修対応		
スポーツ施設の復旧		応急対応・設計	農村公園・阿蘇体育館復旧工事	復旧完了	施設点検・補修対応		
		アゼリア21・古城体育館復旧完了					

(3) 実施施策3 「つなぐ」

熊本地震における阿蘇市の住宅被害は、半壊以上の世帯が全体の8%、一部損壊を含めると全体の20%にのぼるなど、大きな被害となっています。

このため、被害を受けた世帯が一日も早く元の生活を取り戻せるよう、精神的なケアも含めた総合的な生活再建支援に取り組めます。

また、本市の貴重な歴史文化を後世へ継承していくこと目的に、被災した重要文化財をはじめとする地域資源の復旧保存に対する支援を行います。

【主な取り組み】

- ◇関係機関と連携した生活再建支援（住宅再建、被災者のケア、自立支援、災害公営住宅など）
- ◇阿蘇神社等の指定文化財及び地域コミュニティ施設の復旧支援
- ◇被災者支援に関する各種制度の要件緩和等の要望活動
- ◇防災教育（防災知識の普及・啓発）の推進



北塚団地（応急仮設住宅）

第3章 基本計画

第2節 重点政策「復旧・復興プロジェクト」

【復旧・復興に向けたロードマップ】

目 標	担当部署	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備 考	
文化財などの復旧	教育部 (教育課)	阿蘇神社等指定文化財の復旧支援					平成32年度 以降も継続	
コミュニティ施設等の復旧		要望調査	地域コミュニティ施設の復旧支援					
仮設及びみなし仮設入居者への生活再建支援	土木部 (住環境課)	仮設住宅設置	仮設住宅の管理	生活再建			被災者への支援は必要に応じて実施	
応急修理・宅地被害復旧支援制度の推進		●制度の着実な実施						
		住宅の応急修理制度	復旧完了		被災宅地の復旧支援制度			復旧完了
災害公営住宅の整備			災害公営住宅の整備	整備完了				
官民連携による被災者への心のケア	市民部 (福祉課)	地域支え合いセンター設置	「地域支え合いセンター」の運営支援、被災者の生活環境変化に応じた支援体制の構築		※必要に応じて延長		被災者への支援は必要に応じて実施	
生活再建支援制度の推進		制度の着実な実施(基礎支援金)		制度の着実な実施(加算支援金)				
災害発生時の物資の確保や被災者の受け入れ等に係る相互連携	総務部 (総務課)	災害物資の受入れ計画及び被災者受け入れ等の構築						
各種支援制度の要件緩和等に関する要望		関係省庁や県への制度拡充や要件緩和に係る要望活動						
		JR豊肥本線の早期復旧と代替輸送手段の確保に関するJR・国・県への要望活動						

第3節 基幹政策「チャレンジプロジェクト」

政策2

「躍進」

基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進



阿蘇サイクルツーリズム

経 済 部

(1) 部・課の役割

農林業及び商工業の振興を図るとともに、地域資源を活用した新規産業の育成や観光の育成、地域の活性化を図ります。

農政課

- 農業振興、畜産及び林業振興に関すること
- 農業基盤整備に関すること

観光課

- 観光施策に関すること

まちづくり課

- 商工振興に関すること
- 地域振興に関すること

農業委員会事務局

- 農地の集積及び集約化に関すること

(2) 現状と課題

- 農林業従事者の高齢化が進行しており、引き続き新規就農者の育成、地域営農組織の経営力強化などの担い手確保対策に力を入れながら、農業所得向上のための経営支援策を講じていく必要があります。
- 商工業においては、経営規模拡大や雇用創出につながる創業支援や商店街の賑わい回復に力を入れながら地域経済の活性化を図りつつ、空き家等を活用した定住対策によって人口流出を抑制していく必要があります。
- 観光面では、個人中心の国内旅行やインバウンドに対応した受け入れ環境整備を進めてきましたが、災害等を要因とする観光客減少によって地域経済への影響が大きくなっています。このため、新たな体験型ツーリズムの開発や効果的な情報発信に

加え、観光振興を支えていく人材の育成と活用を官民協働で取り組み、国内外からの安定的な誘客を推進していく必要があります。

(3) 主な個別計画など

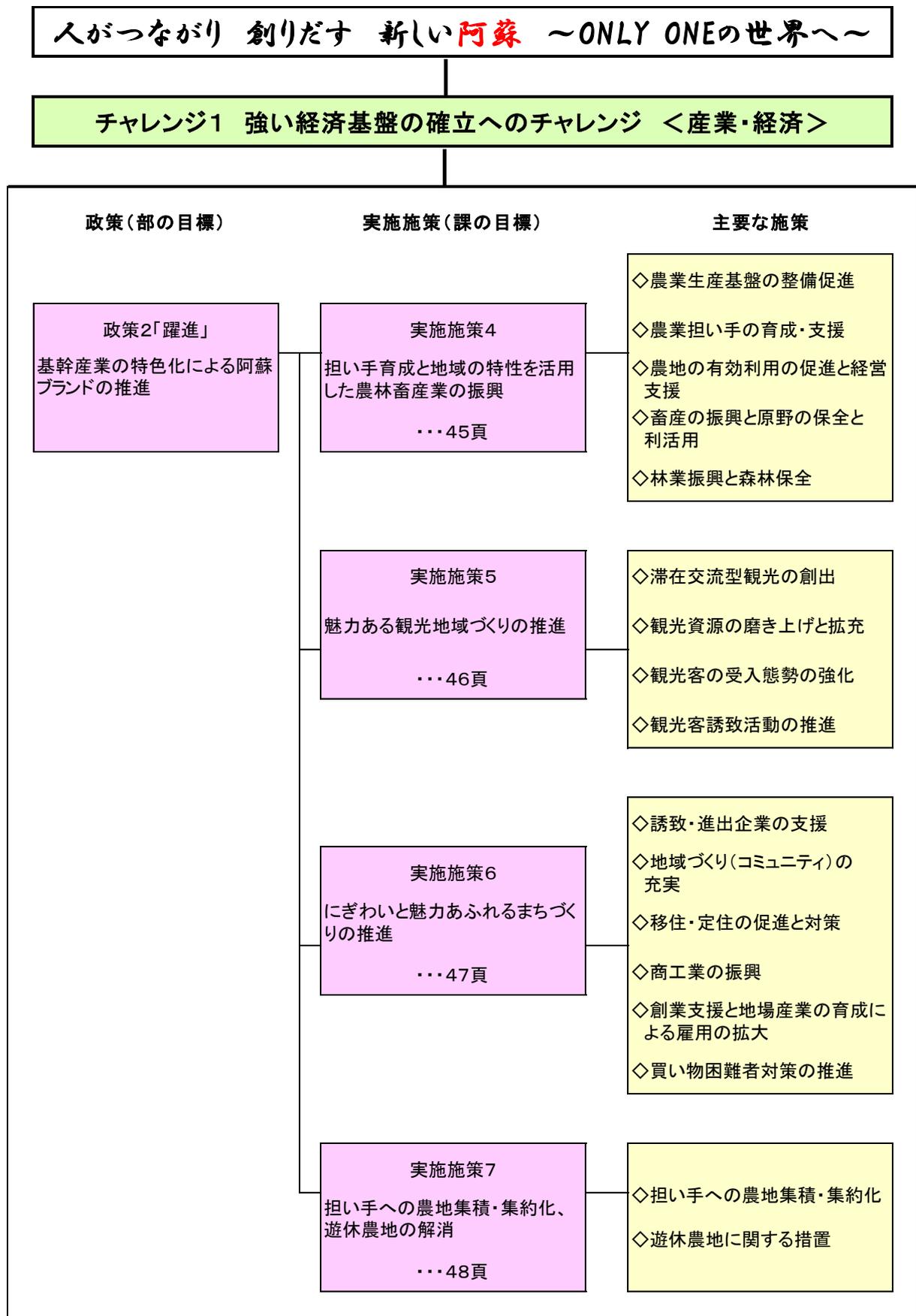
名 称	担当課	計画期間など
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	農政課	平成23年度 ～平成32年度
阿蘇市森林整備計画		平成27年度 ～平成36年度
阿蘇市地域再生計画	観光課	平成29年度 ～平成31年度
阿蘇山上観光復興ビジョン		平成28年度 策定



阿蘇一の宮門前町商店街のイベント

「お座敷商店街」

(4) 政策2「躍進」の体系図



政策2「躍進」

基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進

実施施策4
(農政課)

担い手育成と地域の特性を活用した農林畜産業の振興

農林畜産業の担い手不足と高齢化を解消するため、生産基盤の整備を進めて利用集積を図るとともに、地域の特性を活用した経営管理の合理化を推進し、所得の向上を図ります。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
農業生産基盤の整備促進	老朽化で機能低下した農業用排水路・農道の整備、用排水機場・取水堰等の農業用施設の整備及び改修の支援	農業用施設の機能回復、維持管理費の軽減・供給の安定化、農業経営の安定・向上	○農業用施設（水路等）の機能回復 ○農地の大区画化の推進 ○高収益施設周辺の道路整備
農業担い手の育成・支援	認定農業者の経営安定化の支援、新規就農者の支援体制の整備	農業の担い手の確保、栽培技術・農業経営に関する知識の習得	○阿蘇地域農林業振興連携事業 ○農業次世代人材投資資金 ○経営体育成支援事業 ○農業制度資金の活用
農地の有効利用の促進と経営支援	農地集積や経営規模拡大による効率的な農業経営の支援	多様な生産組織の育成、法人化推進による経営の安定化・地域雇用の増加	○農地中間管理事業 ○人・農地プランの推進 ○営農組織法人化推進事業 ○担い手経営発展支援事業
畜産の振興と原野の保全と利活用	周年放牧や広域預託放牧による低コスト化、経営規模の拡大支援	畜産業の所得向上・活性化、原野の維持保全と利活用及び被災した原野の復旧、家畜伝染病発生の予防	○畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 ○放牧活用型草原等再生事業 ○広域預託放牧・周年放牧の推進
林業振興と森林保全	間伐・林道整備による森林整備の推進、集約化・担い手育成による体制強化、有害鳥獣の確実な捕獲	阿蘇市産木材のブランド化、木材の利活用による需要拡大・地産地消、担い手の育成と雇用創出、災害に強い森づくり	○阿蘇地域農林業振興連携事業 ○集約化施策による間伐促進 ○森林経営計画の推進 ○有害鳥獣対策事業 ○担い手育成、緑の雇用創出事業 ○木材の地産地消の推進

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
認定農業者数	404経営体	420経営体	436経営体
新規就農者延数	113人	158人	194人
担い手への農地集積率	69.2%	80.0%	82.0%
農業法人数	55法人	59法人	63法人
林道・作業道整備延長	64,993m	68,818m	72,643m
有害鳥獣捕獲従業者数	120名	120名	120名
広域預託放牧頭数	618頭	650頭	700頭
野焼きボランティア受入牧野割合	36.0%	40.0%	45.0%

政策2「躍進」

基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進

実施施策5
(観光課)

魅力ある観光地域づくりの推進

観光資源の磨き上げや観光客の受入態勢の強化及び誘致活動を進め、国・県・関係機関等との連携により、国際競争力の高い魅力ある滞在交流型の観光地域づくりを推進し、もって創造的復興を図ります。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
滞在交流型観光の創出	テーマ性・ストーリー性のある観光メニューの構築やニーズに応じた観光資源の創出、見る観光から体験する観光の推進、国際スポーツ大会等を見据えた海外からの誘客の確保	国内外からの観光入込客数・宿泊客数の増加及び滞在時間の延長、観光消費額の増加による地域経済の活性化	○阿蘇観光創生プロジェクト（然ブランド事業等） ○サイクルツーリズム推進事業 ○阿蘇ユネスコジオパーク事業 ○観光PRイベント事業 ○教育旅行誘致事業
観光資源の磨き上げと拡充	阿蘇山上をはじめとする観光資源の再整備・拡充、関係機関との連携による創造的復興	上質な観光資源・ビューポイントの整備	○国立公園満喫プロジェクト事業 ○阿蘇くじゅう観光圏事業
観光客の受入態勢の強化	観光サインの充実及び多言語化のパンフレット・マップ等の作成、外国語対応の案内所の設置、上質な「おもてなし力」の向上及び意識の醸成	国内外の観光入込客数・宿泊客数の増加及びリピート率の向上、外国人観光客のニーズに合わせた満足度の充実	○阿蘇くじゅう観光圏事業 ○国立公園満喫プロジェクト事業 ○連携中枢都市圏事業
観光客誘致活動の推進	誘客宣伝活動の継続及び連携の構築による宣伝活動の推進、マスメディア等を活用した国内外への誘客宣伝活動の強化	国内外の観光入込客数及び宿泊客数の増加	○阿蘇くじゅう観光圏事業 ○観光PRイベント事業 ○連携中枢都市圏事業

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
年間観光客入込数	3,159,591 人	5,700,000 人	6,000,000 人
年間宿泊者数 (うち年間外国人宿泊者数)	495,221 人 (86,665 人)	780,000 人 (120,000 人)	858,000 人 (135,000 人)
観光消費額	12,119 円	14,000 円	15,000 円

政策2「躍進」 基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進

実施施策6
(まちづくり課)

にぎわいと魅力あふれるまちづくりの推進

市民・事業者・行政等が協働したまちづくりの推進や、地域コミュニティ等の維持・支援を行います。また、移住・定住を促進し、商店街の活性化及び創業支援による雇用創出等を図り、未来へつながるまちづくりを目指します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
誘致・進出企業の支援	誘致・進出への各種制度の拡充や支援体制の整備、操業の継続に向けた環境整備と連携強化	経済の活性化と働く場の確保	○企業立地促進法・工場立地法に伴う事務 ○企業関連情報の発信・連携
地域づくり（コミュニティ）の充実	市民と協働のまちづくりの推進、住みたくなるまちづくりの形成	地域コミュニティ活動や地域づくり団体の活性化	○コミュニティ助成事業 ○地域づくり団体等の支援・育成・連携
移住・定住の促進と対策	民間及び多様な人材と連携した支援体制や空き家バンクの充実、魅力ある阿蘇市の情報発信	移住・定住支援体制等の充実や移住・定住者の増加による人口減少の抑制	○空き家バンクと空き家システムの運用 ○移住定住関連の事務
商工業の振興	関係機関との連携による商店街の活性化や創業者等への支援	魅力ある店舗の育成、商店街の集客向上、空き店舗の解消	○商店街活性化事業 ○景観整備事業
創業支援と地場産業の育成による雇用の拡大	創業支援事業計画に沿った支援、6次産業化・農産加工品等のブランド化の推進、関係機関との連携強化による雇用対策	地域資源による新商品開発、地域内雇用の創出	○創業支援事業計画 ○交流施設等指定管理者の支援 ○地域特産物及び地産地消に関する事務
買い物困難者対策の推進	関係機関との連携による買い物困難者の支援体制の構築	買い物における利便性向上、集落機能の維持、地域内雇用の創出	○波野地域集落サポート事業 ○福祉施策との連携

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
年間商品販売額	378億円	390億円	400億円
事業所従業者数（企業誘致を含む）	11,188人	5%増加	10%増加
移住・定住の延べ件数（空き家バンク利用）	2件	20件	30件
空き家バンクの延べ登録物件数・利用者数	4件・13人	30件・50人	50件・90人
空き店舗に出店した店舗件数	107件	122件	137件
創業支援事業計画に規定する創業セミナーを受講した新規創業者数	1人	11人	15人

政策2「躍進」 基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進

実施施策7
(農業委員会事務局)

担い手への農地集積・集約化、遊休農地の解消

農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体等を介した利用集積により、担い手への利用集積を推進するとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局で管内農地のパトロールを集中的に調査し、特に優良農地を重点的に調査するなど、遊休農地の解消に努めます。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
担い手への農地集積・集約化	担い手への利用集積の推進	利用権設定の推進による農業生産性の向上	○利用権設定 ○農地の売買 ○担い手へのあっせん
遊休農地に関する措置	遊休農地の現地調査及び所有者への指導	農地の有効利用、遊休農地の解消	○現地調査 ○耕作放棄地解消事業 ○利用意向調査

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
担い手への利用権設定面積	845ha	855ha	865ha
遊休農地の措置	15ha	13ha	11ha



波野高原に咲く満開のそば畑

政策3

「元気」

ふるさとを誇りとし、認め合い、学びあい、励ましあい、未来を拓く活力ある阿蘇市民の育成



総合型地域スポーツクラブ「火の山スポーツクラブ」

教 育 部

(1) 部・課の役割

豊かな心と確かな学力の育成、人権教育の充実、体育・健康教育の推進、社会教育の推進に努めます。

教育課

- 教育委員会の会議及び教育委員に関すること
- 教育課程の編成及び学校の運営管理に関すること
- 社会教育の推進、文化振興、社会体育及びスポーツ振興に関すること
- 世界文化遺産の推進に関すること

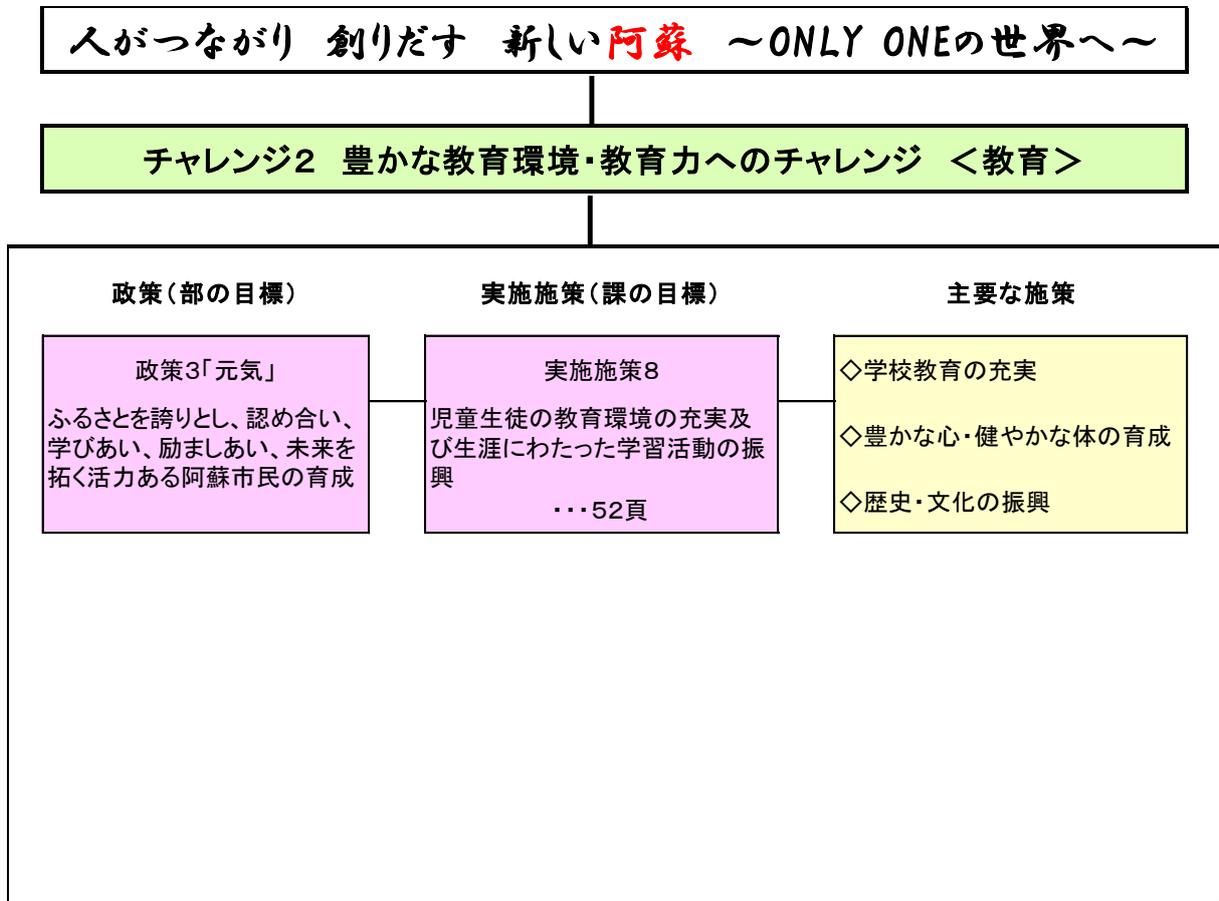
(2) 現状と課題

- 小・中学校の計画的な統廃合や電子黒板などの導入を行い、教育環境の充実を図ってきましたが、引き続き確かな学力の定着や特別な支援を必要とする子どもたちへのきめ細やかな支援など、取り組みを継続させていく必要があります。
- 郷土愛や豊かな人間性・社会性を育む取り組みとして、生涯学習やスポーツ活動など、幅広い世代に地域コミュニティへの参加を促していく必要があります。特に、子どもたちの健全育成を図るため、小学校の部活動廃止に伴う総合型スポーツクラブ等での受け入れ態勢づくりが必要となっています。

(3) 主な個別計画など

名 称	担当課	計画期間など
阿蘇市教育方針	教育課	平成17年度策定
阿蘇市学校規模適正化基本計画		平成21年度～平成30年度
阿蘇市生涯学習推進計画		平成17年度策定
阿蘇市子ども読書活動推進計画		平成24年度策定

(4) 政策3「元気」の体系図



サマースクール（学力向上の取り組み）

政策3「元気」 ふるさとを誇りとし、認め合い、学びあい、
励ましあい、未来を拓く活力ある阿蘇市民の育成

実施施策8
(教育課)

児童生徒の教育環境の充実及び生涯にわたった学習活動の振興

学校・家庭・地域社会が一体となり、人権尊重の精神を基盤に置き、社会の変化に主体的に対応し、恵まれた自然環境や豊富な文化財を生かしながら、心豊かな人間性、社会性を備え、郷土を愛するたくましい子どもの育成に努めるとともに、市民が生涯にわたって生きがいと潤いのある生活を営むことができる社会の実現を目指します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
学校教育の充実	複式学級の解消、アクティブ・ラーニングの推進、特別支援教育の充実、ICT活用による授業改善、幼保小中連携の推進	児童・生徒の安全・安心な学校生活のための環境整備、個に応じた教育の機会の充実、情報化社会に対応する情報収集能力・分析能力・処理能力等の取得	○阿蘇市学校規模適正化基本計画に基づく小学校の統廃合 ○特別支援教育の充実 ○ICT活用による情報化社会への対応の充実
豊かな心・健やかな体の育成	生涯にわたって自由・自主的に学習する機会の提供、地域スポーツ活動の支援及び総合型スポーツクラブの充実	豊かな人間性・社会性を備えた郷土を愛する子どもの育成、学んだことを地域で還元できる仕組みづくり、学校を核とした地域づくり、市民の運動・コミュニティの場の充実拡大及び健康・競技スポーツの充実	○生涯学習講座の充実 ○地域学校協働活動の推進 ○総合型地域スポーツクラブの加入促進
歴史・文化の振興	貴重な文化財の調査・保全、地域の特色ある魅力の築き上げや地域の宝としての活用、郷土芸能団体の活動支援及び児童生徒への伝承活動の推進	将来にわたる地域資源の保全活用、特色ある歴史文化の継承と地域の活性化	○文化財の保護と周知啓発の推進 ○伝統芸能の継承 ○世界文化遺産登録の推進

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
統合後の学校数(小学校)	6校	5校	5校
熊本県学力調査で県平均を上回った項目数の割合	30%	50%	70%
社会体育へ移行した小学校の割合	0%	100%	100%
体育施設利用者数	28万人	30万人	32万人
総合型地域スポーツクラブ入会者数	240人	500人	800人
生涯学習受講者数	617人	800人	1,000人
市民一人当たりの貸出冊数	5.6冊	5.8冊	6.0冊

阿蘇市教育方針

阿蘇市教育委員会は、学校・家庭・地域社会が一体となり、人間尊重の精神を基底におき、社会の変化に主体的に対応し、恵まれた自然環境や豊富な文化財を生かしながら、心豊かな人間性、社会性を備え、郷土を愛するたくましい子どもの育成に努めるとともに、市民が生涯にわたって生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指す。

阿蘇市教育目標

ふるさとを誇りとし、認め合い、学びあい、励ましあい、未来を拓く活力ある阿蘇市民を育成する。

重点努力事項

豊かな心と確かな学力の育成

1. すべての教育活動を通して、生命や自然に対する畏怖の念、自他を大切にする心、感謝の心、郷土を愛する心などの心の醸成を図り、規範意識の確立に努める。
2. 学校は地域との連携を深め、地域の自然環境、歴史、伝統文化などの教材化をすすめるとともに、他国の文化を理解し尊重する態度の育成に努める。
3. 豊かな心と確かな学力の根幹となる「態度づくり」の徹底に努める。
4. 一人一人の児童生徒に基礎・基本の確実な定着を図るため、徹底指導と能動型学習のメリハリのある熊本型授業を構築し、授業改善を図り、分かる授業に努める。
5. 豊かな心や確かな学力の基盤となる読書の重要性を再認識し、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにする読書活動の推進に努める。
6. 「食」に関する関心を高め、望ましい食習慣を育成し、発達段階に応じた「食」に関する指導の充実に努める。
7. 互いの立場や考えを尊重しながら、自分の思いや考えを伝え合うことができる子どもの育成に努める。

人権教育の充実

1. 学校や地域の実態から人権課題を明らかにし、校長を中心とした指導体制のもと、教職員としての職責の自覚や人権感覚を高め、学校総体として課題解決に努める。
2. これまでの同和教育の成果を踏まえ、すべての教育活動を通して「ふるさとを愛し、自他を尊重する」豊かな人権感覚を身に付けた児童生徒を育成し、進路の保障に努める。
3. 関係機関と連携し、PTA や地域の実情に即した効果的な啓発の推進に努める。

体育・健康教育の推進

1. 学校教育全体を通して、体力の向上を図り、自ら運動に親しむ資質や能力を持った児童生徒を育成する。
2. 学校教育全体を通して、健康で安全な生活を営むことができる資質や能力を持った児童生徒を育成する。
3. 豊かな阿蘇市の環境を活かし、生涯スポーツの整備と充実の推進を図る。
4. 競技スポーツの振興を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの整備と充実にも努める。
5. 小学校及び関係者と共同して、小学校部活動の社会体育移行に努める。

社会教育の推進

1. 生涯学習の推進（各種講座・教室等の充実）に努め、関係機関等との連携の強化を図る。
2. 家庭教育の活性化を図るため、家庭教育の重要性や役割の啓発に努める。
3. 子どもの居場所づくりを推進し、「子どもは、地域で育てる」風土を醸成するとともに、公民館活動・図書館活用を促進し、地域の教育力の活性化を図る。
4. 同和教育を柱とした人権問題に対する基本的認識の確立に努め、人権共存社会の実現を目指す。

政策4

「健康」

人権尊重社会の形成と福祉・保健・介護
・医療・環境等の充実



AEDの使い方と一時救助処置の体験

市民部・阿蘇医療センター

(1) 部・課の役割

市民窓口・環境衛生等に関する業務や、福祉・保健・医療・介護・人権等の施策の充実と効率的な事業運営を行います。

市民課

- 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること
- 環境衛生、消費生活相談及び生活困窮者自立支援に関すること

人権啓発課

- 人権及び男女共同参画に関すること

福祉課

- 子育て支援、社会福祉及び障害者福祉に関すること
- 生活保護に関すること

ほけん課

- 国民健康保険、国民年金、介護保険及び高齢者医療に関すること
- 保健及び健康増進に関すること

阿蘇医療センター

- 病院事業に関すること



阿蘇ヒューマン21文化祭

(2) 現状と課題

- 保健・医療・福祉サービスの充実を図るだけでなく、病気やケガを未然に防ぐための特定健診など各種予防事業の取り組みにより、市民の健康維持への関心を高めることで、医療費抑制につなげていく必要があります。
- 子育て環境に関しては、現状の出産・子育てに関するサービスを維持しながら、子育てと仕事の両立を地域で支える環境づくりに取り組み、子育て支援の充実を図る必要があります。
- 高齢化率は年々上昇し、一人暮らしや認知症の発症など、様々な支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。多くの高齢者が健康で生き生きと暮らしていくために、社会活動への参加や就労促進の取り組みが必要です。
- 生活困窮者や障がい者などが、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるよう、関係団体などとの連携により支援体制の充実を図る必要があります。
- 人権に関する様々な取り組みにより、市民の人権問題に対する正しい理解が進んでいます。引き続き、人権尊重社会・男女共同参画社会の実現に向け、人権意識の高揚と差別や偏見の解消に向けた啓発活動を進めて行く必要があります。



社会を明るくする運動

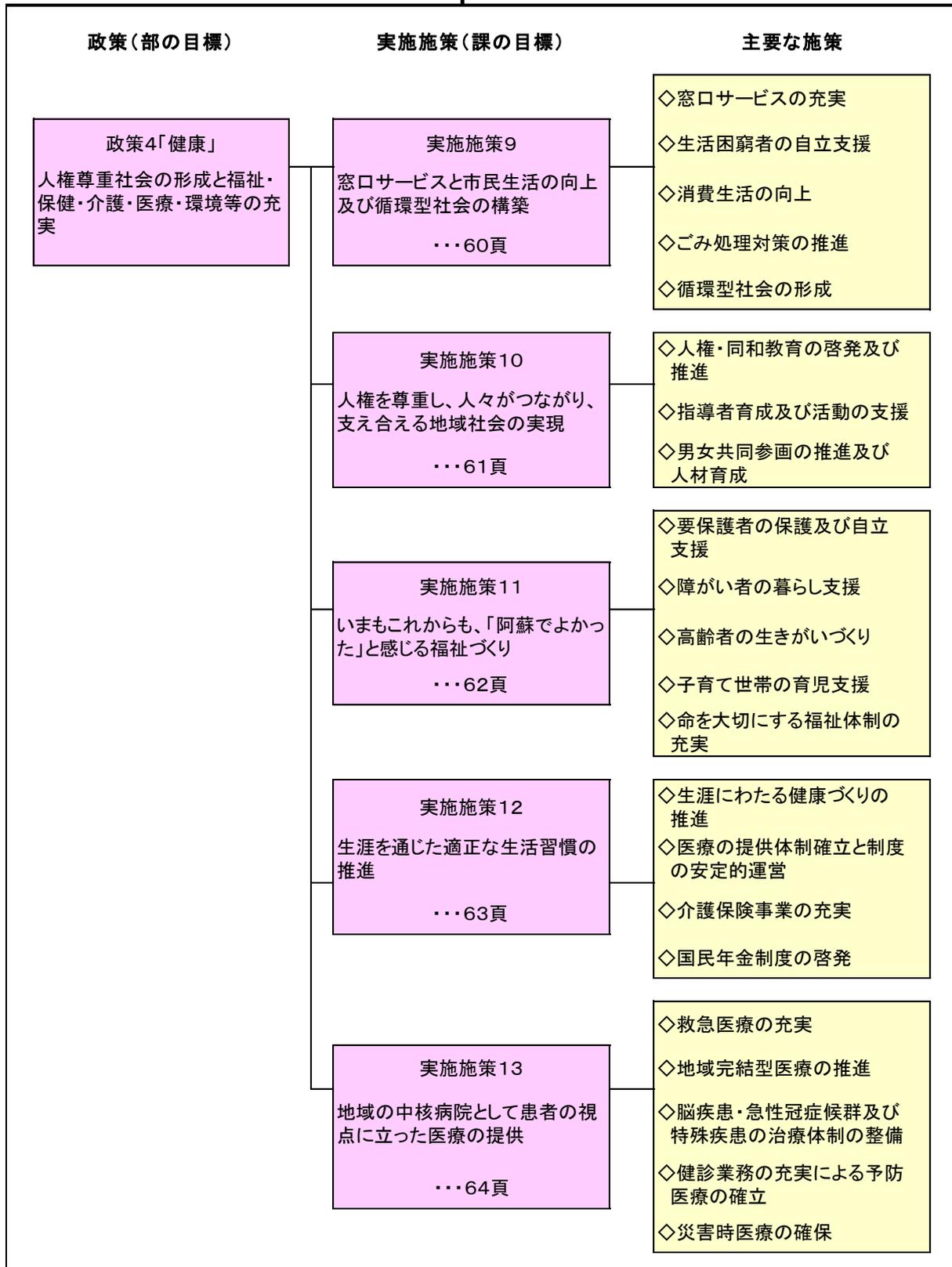
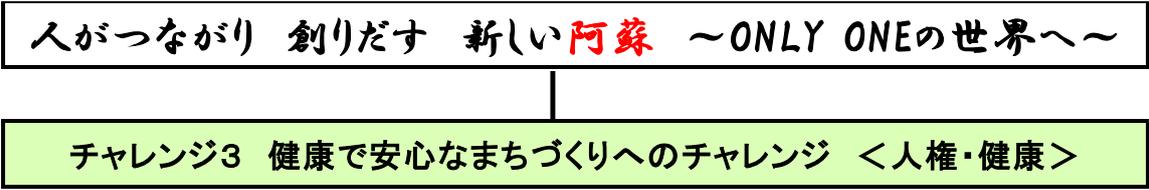
(3) 主な個別計画など

名 称	担当課	計画期間など
阿蘇市人権教育・啓発基本計画	人権啓発課	平成18年度 策定
阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画（第2次）		平成27年度 ～平成31年度
阿蘇市障がい者福祉計画	福祉課	平成24年度 ～平成29年度
阿蘇市地域福祉計画（第2次）		平成25年度 ～平成30年度
阿蘇市次世代育成支援後期行動計画		平成22年度 策定
阿蘇市子ども・子育て支援事業計画		平成27年度 ～平成31年度
阿蘇市高齢者いきいきプラン（第6期） （老人福祉計画・介護保険事業計画）	ほけん課	平成27年度 ～平成29年度
阿蘇市健康増進計画		平成25年度 ～平成34年度
阿蘇市特定健診等実施計画（第2期）		平成25年度 ～平成29年度
阿蘇市保健事業実施計画（データヘルス計画）		平成27年度 ～平成29年度
阿蘇市母子保健計画		平成27年度 ～平成36年度
新公立病院改革 阿蘇医療センター改革プラン	阿蘇医療センター	平成28年度 ～平成32年度



熊本地震による被災者の交流会

(4) 政策4「健康」の体系図



政策4「健康」 人権尊重社会の形成と福祉・保健・介護・医療・環境等の充実

実施施策9
(市民課)

窓口サービスと市民生活の向上及び循環型社会の構築

複雑・多様化する窓口業務は丁寧な対応を心がけ、速やかな事務処理を行います。生活困窮者支援は、関係機関と連携して適切な支援を実施し、生活困窮状態の脱却や未然防止を図ります。消費生活は、情報発信や意識啓発を図り、正しい知識の提供や消費生活相談の充実により、消費者被害の防止・回復に努めます。廃棄物処理は、循環型社会システムの構築を推進し、生活環境の保全・公衆衛生の向上を目指します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
窓口サービスの充実	戸籍・住民票等の適正な管理、様々な証明書の請求その他の手続きの適正かつ速やかな対応	住民の求めに応じた丁寧な対応による窓口サービスの向上	○戸籍届書の受付・戸籍関係証明書の交付 ○住民異動届の受付・写し等の交付 ○マイナンバーカード交付
生活困窮者の自立支援	生活困窮者の相談対応、自立に向けた就労及び家計改善等の支援	生活困窮者の困窮状態からの自立	○庁内連携や訪問支援等による生活困窮者の早期把握 ○自立に向けた支援計画の作成等
消費生活の向上	消費生活に関する正しい知識の習得及び消費者被害を防止するための意識の啓発	消費者被害の未然防止及び回復	○消費者に対する啓発 ○消費生活に係る情報の収集・提供
ごみ処理対策の推進	家庭ごみの収集運搬の適正な処理、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、生ごみ処理機容器等の利用促進	ごみ資源化のため分別品目の精査、ごみ排出に関する市民意識の向上、ごみの減量化	○塵芥収集運搬業務委託 ○家庭用生ごみ処理機・容器購入補助事業
循環型社会の形成	廃棄物の発生の抑制・再利用・再資源化の推進、環境学習の推進	廃棄物の適正な処理による循環型社会の構築、不法投棄の撲滅	○ごみを減らす標語・絵画コンクール ○ごみ減量化・3R推進に関する講演

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
市民1人が排出する1日当たりのごみの量	932g	928g	924g
生活困窮者の自立件数(就労)	12件	15件	17件

政策4「健康」 人権尊重社会の形成と福祉・保健・介護・医療・環境等の充実

実施施策10
(人権啓発課)

人権を尊重し、人々がつながり、支え合える地域社会の実現

市民一人ひとりが、人権問題を身近な課題として認識し、人権意識の視点に立って、人権問題を正しく理解し、学習に取り組むために誰もが研修や学習会に参加しやすい環境づくりに努めます。また、男女が共に支えあい、お互いの個性を尊重し、能力を十分発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの見直しや、女性が活躍できる地域社会の実現に向けた人材育成を図ります。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
人権・同和教育の啓発及び推進	人権フェスティバルや講演会の実施、人権・同和教育の啓発及び推進活動	市民一人ひとりの人権意識の高揚と差別や偏見の解消	○阿蘇市人権フェスティバル ○人権作文集「かけはし」の発行 ○隣保館交流促進事業
指導者育成及び活動の支援	同和問題に関わる指導者の育成、運動団体活動の支援	人権・同和問題に関わる指導者の育成、効果的な啓発活動や相談・支援体制の強化	○阿蘇市人権・同和教育推進協議会活動 ○運動団体への支援 ○職員研修
男女共同参画の推進及び人材育成	男女共同参画を進める意識や環境づくり	政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進、男女の働きやすい環境の整備	○男女共同参画社会推進行動計画の推進 ○女性団体の活動支援 ○男女共同参画意識を浸透させるための啓発活動

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
学習会や研修会、広報誌の掲載等の人権啓発活動数	34回	38回	40回
研修会への参加や指導研修	70回	72回	74回
協議会・委員会等での女性の登用割合	20%	30%	35%

政策4「健康」 人権尊重社会の形成と福祉・保健・介護・医療・環境等の充実

実施施策 11
(福祉課)

いまでもこれからも、「阿蘇でよかった」と感じる福祉づくり

すべての市民が安心して生活できる福祉体制の実現に向け、生活の基盤となる行政サービスを提供します。また、「個」と「衆」の力が十分発揮できるよう、個々が「生」と向き合い、互いに支え見守ることで、主体性を持った行動につながるよう、意識啓発・環境づくりに取り組みます。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
要保護者の保護及び自立支援	自立支援プログラムを活用した支援	就労支援を通じた経済的自立や社会資源を活用した社会的自立の実現	○適切な生活保護の適用 ○ハローワーク等と連携した就労支援
障がい者の暮らし支援	社会的活躍の場の創出、自立支援に向けた相談・支援	共に社会の構成員として生き生きと生活できる共生社会の実現	○障がいへの関心と理解を深める啓発活動 ○障がい者とふれあいの場の創設 ○各種相談の実施
高齢者の生きがいづくり	高齢者の就労・社会参加の機会の創出	高齢者の積極的な社会参加の促進、健康寿命を延ばす社会づくり	○シルバーボランティア登録 ○企業等への高齢者雇用推進
子育て世帯の育児支援	児童医療費補助・保育所・放課後児童健全育成事業・ファミリーサポートセンター事業等による子育て環境の充実	子育てにかかる費用や仕事との両立への支援、全ての子どもの健やかな育ち	○子どものための教育・保育給付事業 ○子育て支援事業 ○乳幼児・児童医療費助成事業
命を大切にす る福祉体制の 充実	生命に不適切な問題を抱える方々の情報把握及び適切な対応	関係者・関係機関等の情報ネットワークの充実によるDV・虐待・貧困・孤独等の防止	○関係機関による連絡会の開催 ○情報分析による深刻度の判定及び関係機関との協議

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
生活保護受給者の自立支援参加者数	40人	45人	50人
障害者福祉サービス利用割合（福祉サービス利用者数/障害者手帳所持者）	15%	17%	19%
ファミリーサポートセンター利用者数	5人	300人	500人
放課後児童健全育成事業登録者数	240人	320人	320人
年度末時点の待機児童数	31人	0人	0人
各種相談・支援員の配置数	2人	4人	5人

政策4「健康」 人権尊重社会の形成と福祉・保健・介護・医療・環境等の充実

実施施策12
(ほけん課)

生涯を通じた適正な生活習慣の推進

乳幼児期から適切な生活習慣の定着を図り、成人期に特定健診、高齢期に後期高齢者健診の受診及びかかりつけ医による適正受診を勧めます。市民の「自らの健康を理解し、守る意識」を育て、地域資源*を活用しながら、「健康寿命の延伸」を図ります。また、地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、医療や年金の市民の理解を深め、適正受診・健康管理・保険料(料)の納付等を進めることで、将来にわたり安定的な制度の確保に努めます。

※温泉・運動施設・組織など

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
生涯にわたる健康づくりの推進	ライフステージごとの健康目標の設定、生涯を通じた健康づくり推進に向けた保健活動	自らの健康を理解・判断して生活習慣の改善につなげる意識の向上、生活習慣病の発症予防・重症化予防	○妊産婦からの生活習慣病予防事業 ○乳児訪問・乳幼児健診 ○生活習慣病重症化予防事業
医療の提供体制確立と制度の安定的運営	各関係機関との連携構築による必要な医療提供体制の確立、保険制度の安定的な運営	健康寿命の延伸、医療の適正化、保険料(税)の収入確保	○特定健診 ○後期高齢者健診
介護保険事業の充実	介護保険サービスの整備や地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築	いつまでも健康で安心して生活できる介護予防事業の推進	○認定調査、審査 ○予防介護事業 ○地域包括支援センター事業 ○介護給付事業
国民年金制度の啓発	年金制度を周知啓発し制度の理解を深めて保険料の納付の向上	低年金者や無年金者の減少、将来の年金の確保	○年金制度の周知(広報誌・お知らせ端末活用) ○年金相談の開設

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
特定健診の重症化予防対象者の割合	29.6%	28.0%	27.0%
3歳児健診で良好な生活リズムが確立している者の割合(午後9時30分までの就寝割合)	53.7%	55.0%	60.0%
特定健康診査受診率	45.1%	50.1%	55.1%
後期高齢者健康診査受診率	15.2%	18.9%	20.1%
要介護(支援)認定率	21.9%	20.5%	19.5%
国民年金保険料納付率	62.3%	63.8%	65.3%

政策4「健康」

人権尊重社会の形成と福祉・保健・介護・医療・環境等の充実

実施施策13
(阿蘇医療センター)

地域の中核病院として患者の視点に立った医療の提供

阿蘇医療センターは、阿蘇医療圏における救急医療及び災害時医療体制の強化を図り、地域の関係施設との連携体制を構築することにより、安心・安全に暮らせる阿蘇市を目指します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
救急医療の充実	医師・医療従事者の確保、24時間365日受診できる救急医療体制の強化	休日・夜間の二次救急医療体制の整備、市民が安心して暮らせる救急医療の提供	○医師確保 ○看護師の随時採用 ○必要な医療技術職員の確保
地域完結型医療の推進	病病・病診連携体制の構築、開放型病床の設置や高度医療機器等の施設の共同利用の推進、医療連携体制の強化及び地域包括ケアの推進	特殊外来・専門治療の実施による中核的医療の構築、地域完結型医療体制（二次医療）の構築による住民の圏域外受診などの負担軽減	○施設・設備の整備 ○へき地医療支援病院・がん診療連携拠点病院などの指定を取得 ○阿蘇IDリンクの拡充
脳疾患・急性冠症候群及び特殊疾患の治療体制の整備	専門医による診療の拡充、高次の専門医療機関との連携体制による迅速な治療、地域の拠点病院の実現	脳卒中・急性冠症候群における医療水準の向上及び圏域外への救急搬送患者数の軽減	○常勤専門医の増員確保 ○初期治療に対応する設備整備 ○高次の医療機関との連携体制の構築
健診業務の充実による予防医療の確立	がんや生活習慣病の予防や早期発見のための各種検診業務の充実	脳卒中・急性冠症候群の予防及びがん・糖尿病などの成人病の早期発見	○健診室の拡充 ○人間ドック受診者の増加 ○職場健診の受託強化
災害時医療の確保	施設・設備の整備、災害時対応訓練等の実施、DMATの体制強化	大規模災害時における災害医療体制強化による迅速な対応と病院機能維持	○施設・設備の拡充 ○DMAT隊の複数班編成 ○災害時対応の職員訓練の実施

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
救急搬送受入患者数（救急車）	1,164人	1,200人	1,200人
医療提供に係る患者満足度	4.1点/5.0点	4.3点以上/5.0点	4.5点以上/5.0点
紹介率・逆紹介率の向上	34%・26%	35%以上・27%以上	36%以上・28%以上
各種健康診断実施件数	1,671件	1,700件	1,800件
災害拠点病院としての機能充実	DMAT隊2班体制	DMAT隊2班以上	DMAT隊2班以上

政策5 「安全」

快適な社会資本の整備及び良質な
景観形成によるまちづくり



災害で落橋した橋が完成（山田橋）

土木部・水道局

(1) 部・課の役割

効率的なインフラの整備や維持・管理を進めるとともに、景観や環境の保全、良好な住環境整備を推進します。

建設課

- 道路、橋梁及び河川に関すること
- 建築及び耐震化促進に関すること

住環境課

- 環境保全及び都市計画に関すること
- 市営住宅及び下水道に関すること

水道課

- 水道事業に関すること



A S O環境共生基金を活用した自然観察学習会

(2) 現状と課題

- 生活利便性の確保に必要な道路・橋梁・上下水道などのインフラについては、老朽化対策を行いながらトータルコストの縮減や平準化を図る必要があります。
- 暮らしやすい街を形成していくためには、計画的な土地利用への規制・誘導を図っていく必要があります。
- 老朽化が進んでいる市営住宅を計画的に改善し、住環境の向上に努める必要があります。
- ジオパークや環境共生基金などの取り組みにより、景観保全や草原維持への関心が高まった反面、市民のごみ排出量が増加しているなど、継続的な環境保全に関する啓発活動が必要となっています。
- 安心安全な住宅・建築物を確保し、建物災害等から市民の生命・財産を守るために、定期的な市民への周知及び調査等実施のために啓発活動が必要となっています。



阿蘇谷の夜景

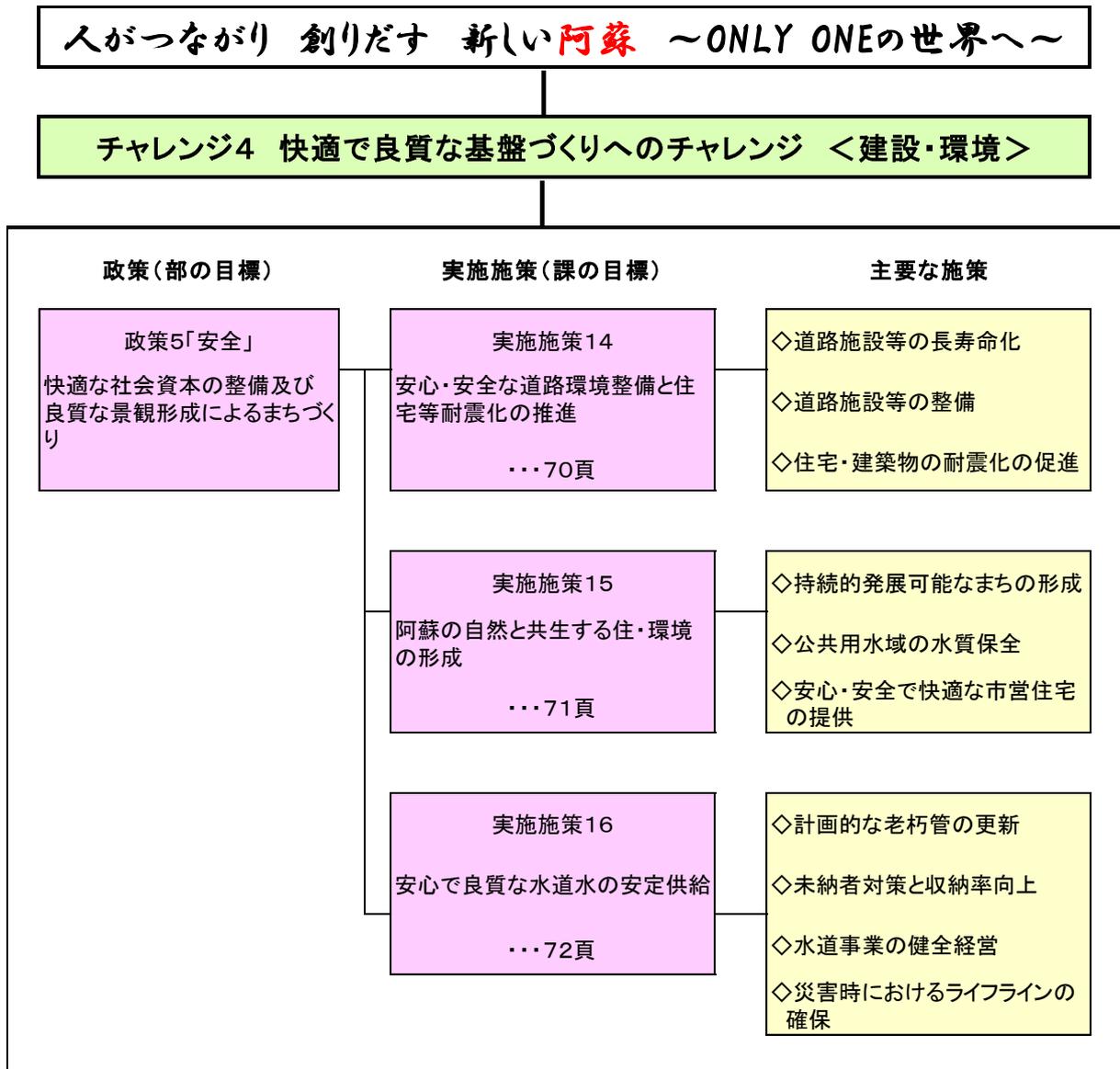
(3) 主な個別計画など

名 称	担当課	計画期間など
阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画（第2次）	建設課	平成27年度 策定
阿蘇市耐震改修促進計画（第2期計画）		平成22年度 ～平成32年度
阿蘇市下水道事業全体計画	住環境課	昭和53年 ～平成47年度
阿蘇市地球温暖化対策実行計画 （第2次、事務事業編）		平成26年度 ～平成30年度
阿蘇市環境基本計画		平成25年度 ～平成34年度
阿蘇市営住宅総合基本計画		平成17年度 策定
阿蘇市営住宅長寿命化計画		平成26年度 ～平成35年度
阿蘇市浄化センター等再構築基本計画（長寿命化計画）		平成25年度 ～平成30年度
阿蘇市景観計画		平成27年度 策定
公営企業経営健全化計画	水道課	平成24年度 策定



水道週間清掃ボランティア作業

(4) 政策5「安全」の体系図



政策5「安全」 快適な社会資本の整備及び良質な景観形成によるまちづくり

実施施策 14
(建設課)

安心・安全な道路環境整備と住宅等耐震化の推進

市民生活の利便性や安全性を確保するため、建設後の年数が経過した道路施設等の計画的な維持補修と道路網の整備を図ります。また、市内の住宅及び建築物について、耐震不足の建物について耐震化を促し、宅地復旧整備の補助を拡充することで、市民の安心・安全な生活を確保します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
道路施設等の長寿命化	道路施設等の計画的な維持・補修	車や歩行者の安全で安心な通行	○橋梁長寿命化対策事業 ○道路維持事業
道路施設等の整備	計画的な道路整備	車や歩行者の安全で安心な通行	○道路新設改良事業 ○幹線道路整備事業
住宅・建築物の耐震化の促進	住宅・建築物の耐震化促進及び災害危険区域内の住宅移転促進	建築物・住宅等の耐震化率の向上	○住宅・建築耐震診断事業 ○住宅・建築耐震改修事業 ○要緊急義務化建築物耐震改修事業 ○がけ地近接等危険住宅移転事業 ○ユニバーサルデザイン建築物促進事業

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
補修済橋梁数	9橋	23橋	41橋
舗装更新延長	2.1km	8.4km	19.4km
道路改良延長	425km	426.9km	428.6km
戸建住宅耐震化率	36%	40%	95%
市有建築物耐震化率	33%	40%	95%
民間建築物耐震化率	33%	40%	95%

政策5「安全」 快適な社会資本の整備及び良質な景観形成によるまちづくり

実施施策 15
(住環境課)

阿蘇の自然と共生する住・環境の形成

これまで多くの先人が守ってきた阿蘇の豊かな自然環境を次の世代に着実に引き継いでいくため、市民が快適に生活し、安全で安心して暮らせる住・環境の形成を目指します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
持続的発展可能なまちの形成	バイオマスをはじめとする地域資源等の有効活用による循環型社会の形成、都市機能の適正配置、環境学習の推進	地球温暖化の抑制、気候変動や生態系の変化の悪影響の抑制、安心安全に住み続けることができるまちの形成	○地球温暖化防止に向けての情報提供・啓発 ○再生可能エネルギーの普及啓発
公共用水域の水質保全	住・環境の向上と公共用水域の水質保全、計画的な生活排水施設の整備・改築更新の実施	公共下水道施設の維持管理の向上、延命化による改築更新費用の平準化、公共用水域の水質保全	○未普及地域解消新設工事・老朽施設更新 ○水洗化率向上に向けての啓発・情報提供 ○公共下水道の更新・維持などの管理事業
安心・安全で快適な市営住宅の提供	ユニバーサルデザインを取り入れた住宅の建替、阿蘇市長寿命化計画に基づく計画的な改修	入居者が安心して暮らせる市営住宅の提供	○市営住宅の改修・修繕などの管理事業 ○集約再編計画の検討

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
再生可能エネルギー・省エネルギー施設を設置している施設数	5施設	6施設	8施設
生活排水施設整備事業に基づく水洗化率	87.4%	95.0%	100.0%
市営住宅建替え改築した戸数	118戸	139戸	159戸

政策5「安全」 快適な社会資本の整備及び良質な景観形成によるまちづくり

実施施策 16
(水道課)

安心で良質な水道水の安定供給

「安心」「安全」「良質」な水道水を供給し、信頼される水道事業を持続していくため、具体的な経営目標のもとで計画的かつ効率的な業務を執行し、水道事業の経営基盤の強化と安定化を図ります。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
計画的な老朽管の更新	漏水が著しい給水管の計画的な更新	水道水の安定供給と有収率の向上	○水道施設更新事業 ○漏水調査事業
未納者対策と収納率向上	口座振替及び納付相談による納付意識の促進	未納者の解消及び収納率の向上	○債権管理要綱策定 ○定期的な不能欠損処理
水道事業の健全経営	低利な資金への借り換えや収益的収支と資本的収支のバランスを考慮した料金設定	今後の設備投資を見据えた安定的な収入の確保	○アセットマネジメント（資産管理）実施 ○公営企業経営健全化計画策定 ○水道事業ビジョン策定
災害時におけるライフラインの確保	基幹管路の耐震化と連絡管の整備	災害時における水道水の安定供給	○基幹管路耐震化事業 ○配水池耐震化事業 ○連絡管新設事業

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
有収率	56.8%	80.0%	85.0%
水道料金の収納率	86.8%	95.0%	98.0%
自己資本構成比率	67.2%	68.0%	70.0%
耐震化率（上水道事業のみ）	80.9%	85.0%	90.0%

政策6 「安心」

効果的な行財政改革の推進による
持続可能な行政運営



指定避難所での炊き出し支援

総務部

(1) 部・課の役割

市行政に関する総合的な政策・予算・防災・消防・市税・行政委員会等、他の部の所管に属さない事項を処理し、市議会との調整窓口の業務を行います。

総務課

- 行政改革、例規、文書、公印、職員の人事、給与及び福利厚生に関すること
- 防災、交通安全、秘書、広報、公聴、渉外及び情報化に関すること

財政課

- 予算、決算、財産、入札及び契約に関すること
- 市政の総合的な企画、調整及び振興に関すること

税務課

- 市税及び国民健康保険税の賦課・徴収及び地籍調査に関すること

内牧支所・波野支所

- 支所に関すること

議会事務局

- 議会（本会議、委員会、全員協議会など）運営に関すること

監査委員事務局

- 財務や行政事務の監査に関すること

会計課

- 現金及び物品の出納・保管・公金の支出に伴う審査と運用に関すること

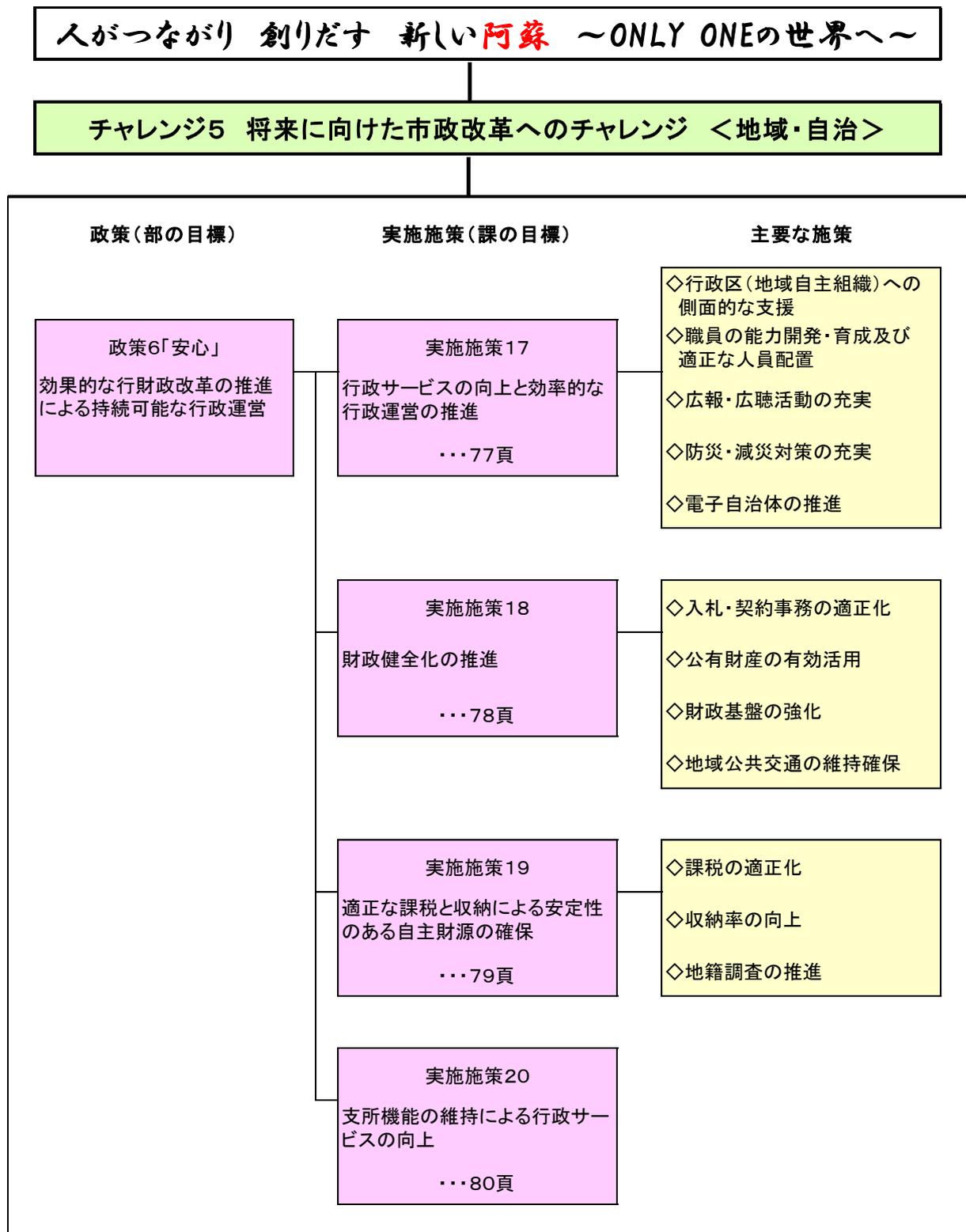
(2) 現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進展などの社会情勢の変化や、地方分権の推進等に対応するため、行政運営の効率化等により市民サービスの向上を図る必要があります。
- 市政報告会や地区担当職員の配置など、市民の意見聴取を積極的に実施し、引き続き市民の声を行政運営に反映できるよう努めていく必要があります。
- 市民の防災に対する意識が高まり、地域の自主防災組織の整備は進んでいますが、防災意識の低下を招かないよう、防災に関する地域活動を支援していく必要があります。
- 事務事業の見直しなどの取り組みを行ない、財政健全化を推進するとともに、安定した自主財源の確保と税の公平性を図る必要があります。

(3) 主な個別計画など

名 称	担当課	計画期間など
阿蘇市定員適正化計画（第2次）	総務課	平成22年度 策定
阿蘇市行政改革大綱（第2次）		平成29年度 ～平成32年度
阿蘇市交通安全計画（第10次）		平成28年度 ～平成32年度
阿蘇市特定事業主行動計画（前期、女性活躍推進法に基づく）		平成28年度 ～平成32年度
阿蘇市建設計画	財政課	平成17年度 ～平成31年度
阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略		平成27年度 ～平成31年度
熊本連携中枢都市圏構想（ビジョン）		平成28年度 ～平成32年度
阿蘇市公共施設等総合管理計画（第1期）		平成29年度 ～平成37年度
阿蘇市過疎地域自立促進計画書		平成28年度 ～平成32年度
辺地総合整備計画		平成25年度 ～平成29年度
阿蘇市山村振興計画		平成29年度 ～平成38年度

(4) 政策6「安心」の体系図



政策6「安心」 効果的な行財政改革の推進による持続可能な行政運営

実施施策 17
(総務課)

行政サービスの向上と効率的な行政運営の推進

地方分権の進展に伴い、今後の地方自治体は、職員一人ひとりが持てる力をどのように発揮するかで行政サービスの質が決まる時代となります。限られた財源・人員の下で、行政でなければ行ない得ない分野のサービスを最も効果的かつ効率的に提供できるよう、行政運営の質の向上を図ります。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
行政区（地域自主組織）への側面的な支援	行政区（地域自主組織）の課題等や現状を共有し、行政が側面的に支援	住民の自治意識の高揚や地域社会が持つ相互扶助機能の向上	○行政区長研修 ○行政区担当職員制度 ○行政区アンケート
職員の能力開発・育成及び適正な人員配置	複雑多様化する行政需要に的確に対応できる職員の能力開発と育成、及び人材の確保	定員適正化計画と組織体制が連動した施策の効率的な推進、職員の適正な定数管理の実現、職員の資質の向上	○職員研修 ○人事評価制度
広報・広聴活動の充実	広報誌等の様々な媒体を活用し、住民が受動的に情報を取得できるよう積極的な情報発信	的確な情報発信と住民の意見聴取体制の整備、住民との協働による行政運営の推進	○広報誌発行 ○「ハイ、市長です。」 ○市政報告会
防災・減災対策の充実	防災マップの見直しや自主防災組織の活動の充実、地域防災リーダーの育成	災害から住民を守り、住民の防災意識の向上	○自主防災組織の育成強化 ○防災意識の普及・啓発
電子自治体の推進	公共施設ネットワークを整備・充実し、オンライン行政手続などのICT利活用	公共施設ネットワークの整備と行政情報コンテンツの充実による住民サービスの充実	○電子自治体の推進 ○情報システムの整備 ○行政情報コンテンツの拡充

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
SNSによる情報発信の閲覧者数	10,000人	20,000人	30,000人
防災訓練を実施した行政区数	4行政区	40行政区	70行政区
総合行政システムの出先機関への接続率	32%	70%	100%

政策6「安心」 効果的な行財政改革の推進による持続可能な行政運営

実施施策 18
(財政課)

財政健全化の推進

阿蘇市行政改革大綱に基づき、行財政運営の効率化・合理化を積極的に進め、災害等の不測の事態へ備えるとともに、財政の健全化と情報の開示に取り組みます。また、予算執行における入札・契約事務は、透明性・公平性・競争性の確保を図り、適正化を進めます。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
入札・契約事務の適正化	社会資本整備に係る入札における条件付き一般競争入札の導入	公共工事に対する市民の信頼の確保と建設業の健全な育成	○入札及び契約事務 ○入札参加資格審査事務
公有財産の有効活用	公共施設等総合管理計画に基づく施設等の更新・統廃合・長寿命化	施設等の最適配置の実現と財政負担の軽減・平準化	○市有財産の管理 ○公共施設総合管理計画の進捗管理
財政基盤の強化	行財政運営の効率化・合理化の推進、災害等非常事態に備えた財政基盤の整備	行財政運営の効率化・合理化、災害等非常時の円滑な財政出動	○適切な予算編成、執行による歳出削減 ○財政計画に基づく財源確保
地域公共交通の維持確保	路線バスや乗合タクシー等の適切な運行による移動手段の確保	効率的な公共交通網の整備による生活利便性の確保	○地方バス運行等特別対策事業 ○乗合タクシー運行補助事業

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
施設修繕費	124百万円	基準値以内	基準値以内
市内建設業者向け条件付き一般競争入札の実施率	—	50%	70%
公共交通利用者数（路線バス・乗合タクシー）	65,364人	10%向上	15%向上

政策6「安心」 効果的な行財政改革の推進による持続可能な行政運営

実施施策 19
(税務課)

適正な課税と収納による安定性のある自主財源の確保

税の根本である公平性を確保するため、市税等の適正な課税に努め、納税しやすい環境を整備します。滞納者には、早い段階での催告や滞納処分を執行し、債権管理の一層の適正化に努めます。地籍調査では、調査が円滑に実施できるよう調査体制の検討を行い、市内全域の早期完了を目指します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
課税の適正化	未申告者への申告指導促進、固定資産の未評価の解消	課税客体の的確な把握による税負担の公平性の確保	○未評価及び滅失家屋の定期調査 ○航空写真撮影
収納率の向上	早期の文書や電話による催告、滞納処分の強化による納期内納付の意識向上、納付環境の充実による収納率向上	滞納者の納税意識の改革と収納率の向上	○納税催告 ○滞納処分 ○納税環境の整備
地籍調査の推進	地籍調査体制の検討による市内全域の早期完了の実現	不動産登記や課税など多方面に利活用	○地籍調査事業

◆目指す指標

成果指標名	基準値 H28	前期目標 H32	最終目標 H36
市税収納率（現年課税分）	98.14%	98.25%	98.35%
地籍調査進捗率	61.01%	63.32%	65.64%

政策6「安心」 効果的な行財政改革の推進による持続可能な行政運営

実施施策 20
(各支所)

支所機能の維持による行政サービスの向上

市民生活に身近な福祉・保健・戸籍・税務等に関する窓口業務や、市道・市営住宅の簡易的な管理に関する業務など、本庁各部署の総合窓口としての支所機能を効率的に維持し、多種多様化する市民ニーズに対する行政サービスの利便性の向上に努めます。



消防団標的落し競技大会

第2次阿蘇市総合計画

資料編

計画策定の経緯

策定体制

策定審議会委員

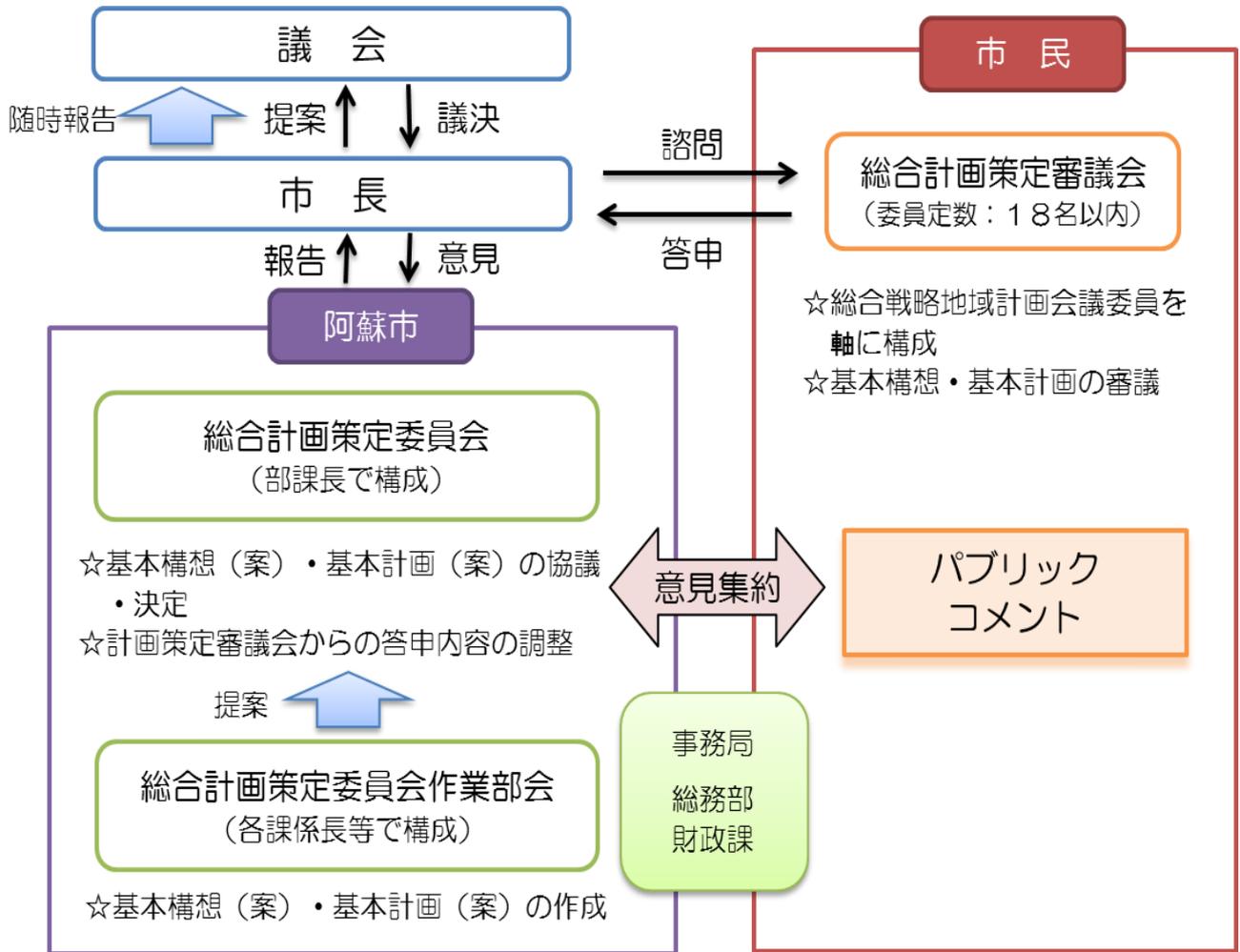
諮問書

答申書

1 計画策定の経緯

期 間	項 目
平成 28 年 10 月 14 日	第 1 回総合計画策定審議会 ・総合計画策定審議会委員の委嘱 ・第 2 次総合計画の諮問
平成 28 年 10 月 31 日	総合計画策定委員会作業部会による協議
平成 28 年 11 月 30 日 ～平成 28 年 12 月 19 日	総合計画策定委員会作業部会（1 回目）
平成 29 年 1 月 30 日 ～平成 29 年 2 月 7 日	総合計画策定委員会作業部会（2 回目）
平成 29 年 2 月 9 日	第 1 回総合計画策定委員会
平成 29 年 2 月 24 日	第 2 回総合計画策定審議会 ・第 1 次総合計画の達成状況について ・第 2 次総合計画の素案について
平成 29 年 4 月 17 日	総合計画策定委員会作業部会による協議
平成 29 年 4 月 18 日 ～平成 29 年 4 月 28 日	総合計画策定委員会作業部会（3 回目）
平成 29 年 5 月 29 日	第 3 回総合計画策定審議会 ・総合計画（素案）について
平成 29 年 5 月 30 日	第 2 回総合計画策定委員会
平成 29 年 6 月 5 日 ～平成 29 年 6 月 16 日	総合計画策定委員会作業部会（4 回目）
平成 29 年 7 月 4 日 ～平成 29 年 7 月 24 日	総合計画（案）のパブリックコメントの実施 （意見数 8 件）
平成 29 年 8 月 10 日	第 4 回総合計画策定審議会 ・パブリックコメントの結果について ・総合計画（案）について
平成 29 年 8 月 24 日	総合計画策定審議会から総合計画（案）の答申
平成 29 年 9 月 12 日	総合計画の議決

2 策定体制



総合計画策定審議会

3 策定審議会委員

分野	機関名	氏名
議会	◎阿蘇市議会 総務常任委員会委員長	湯浅 正司
	阿蘇市議会 文教厚生常任委員会委員長	古澤 國義
	阿蘇市議会 経済建設常任委員会委員長	高宮 正行
市民	阿蘇市区長会 一の宮支部長	山村 浩 (第2回まで) 高木 茂博
	阿蘇市区長会 阿蘇支部長	橋本 保徳 (第2回まで) 山本 直樹
	阿蘇市区長会 波野支部長	阿南 米夫
	阿蘇市女性団体連絡協議会 会長	神保 京子
産業	○阿蘇市商工会 会長	山部 謙一郎
	阿蘇市観光協会 会長	稲吉 淳一
	阿蘇農業協同組合 代表理事組合長	原山 寅雄
	阿蘇森林組合 代表理事組合長	阿南 忠治
教育	阿蘇市校長会 会長	岩切 昭宏 (第2回まで) 田上 利昭
	阿蘇市人権同和教育推進協議会 就学前人権同和教育部会長	三村 大和
	阿蘇市PTA連絡協議会 母親部会長	後藤 千佳 (第2回まで) 小野 和美
公的機関	阿蘇公共職業安定所 所長	大村 達也 (第2回まで) 関本 賢一
	熊本県阿蘇地域振興局 局長	能登 哲也
金融	肥後銀行 阿蘇ブロック統括店長	田代 誠 (第2回まで) 田邊 元
阿蘇市	総務部 部長	和田 一彦 (第2回まで) 高木 洋

◎会長 ○副会長

事務局	総務部 財政課長	宮崎 隆 (第2回まで)
	//	山口 貴生
	総務部 財政課課長補佐	古閑 茂雄
	総務部 財政課企画係長	塚本 栄治
	総務部 財政課企画係参事	岩下 雅樹
総務部 財政課企画係主事	大和 大剛	

4 諮問書

阿市財第835号
平成28年10月14日

阿蘇市総合計画策定審議会
会長 湯浅正司様

阿蘇市長 佐藤義興

第2次阿蘇市総合計画について（諮問）

阿蘇市総合計画策定審議会設置条例第2条の規定に基づき、第2次阿蘇市総合計画について貴審議会の意見を求めます。



諮問

5 答申書

平成29年8月24日

阿蘇市長 佐藤 義興 様

阿蘇市総合計画策定審議会

会長 湯淺 正司

第2次阿蘇市総合計画（基本構想・前期基本計画）について（答申）

平成28年10月14日付け阿市財第835号で諮問のありました第2次阿蘇市総合計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）につきまして、慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめたので、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会での審議過程並びにパブリックコメントによる市民の声を尊重するとともに、特に下記事項に留意されその実現に努められますよう要望します。

記

1. 本計画の推進にあたっては、広く市民に周知を図り、市民との協働で取り組むまちづくりを進めるとともに、前期基本計画に位置付けた施策を着実に推進することができるよう、成果指標を活用して市民にわかりやすい適切な進捗管理に努めていただきたい。
2. 重点施策に位置付けている「復旧・復興」は、ロードマップに示された各取組みを着実に実行され、一日も早い市民生活の再建と農林業・商工業・観光業等の経済基盤の回復に向け全力で取り組まれない。
3. 若年層を中心とした本市からの人口流出を抑制していくため、働く場の確保・子育て環境の充実・定住環境の創出に取り組まれない。



答 申

第2次阿蘇市総合計画

(基本構想・前期基本計画)

平成29年9月策定

阿蘇市 総務部 財政課 企画係

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504-1

TEL: 0967-22-3204

FAX: 0967-22-4577

E-mail: zaisei@city.aso.lg.jp

URL: <http://www.city.aso.kumamoto.jp/>



熊本県 阿蘇市